
令和4年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和4年3月22日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和4年3月22日 午前9時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君 代表監査委員 …………… 大原 秀三君

副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	大下 崇生君
産業建設部長	瀬川 洋介君	健康福祉部長	近藤 晃君
環境生活部長	伊藤 和也君	統括総合支所長	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長			重富 孝雄君
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	岡原 伸二君
病院事業局総務課長	木村 稔典君	下水道課長	江本 達志君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第1、諸般の報告を行います。

今定例会会期中の令和4年3月9日、山口県議会の一般質問におきまして、山口県の令和4年度重点取組方針主要関連事業の1つである東部地域グローバル人材育成事業に関し、井原寿加子議員が再質問をされた際、次のように発言をされました。「東部地区におけるグローバル人材の育成の必要性をもう一度分かるように説明してください。さらに言えば、対象となっていない私立の高校や市町立の小中学校また県内他地区の県立学校では、こうした人材の育成は必要ないということなのではないでしょうか。東部の県立高校等に限定する理由をもう1度教えてください。また、周防大島に外国人がそれほどいるようには思えませんし、周防大島が特にグローバル人材育成の対象に含まれている理由を教えてください」というふうに発言されました。

これは、周防大島には外国人が少ないのだから、グローバル人材の育成は必要ないと言っているのと同じであり、周防大島町を名指しにした明らかな地域蔑視発言であります。加えて、周防大島高等学校で、グローバルな視点を身に付けようと期待に胸を膨らませている若い世代をも愚弄する発言であり、到底見過ごすことができるものではありません。また、この人材育成事業の実施に大きな期待をしている地域の思いや、周防大島町とハワイとの深いつながりや歴史的な背景に思いを巡らすこともなく、御自身の尺度だけで発言されたことに対しても、強い憤りを覚えざるを得ませんでした。

このように、周防大島町に関わる部分について見識が問われる発言がございましたので、令和

4年3月14日月曜日、藤本町長と私で井原議員に対し、嚴重に抗議を申し入れるとともに、発言の撤回と会議録からの削除を求めることとなりました。

面会に際しましては、申入文書を手交するとともに、このたびの発言により心を痛めた町民がいること、また、本町は昭和38年から60年近くにわたり、ハワイ・カウアイ島との交流を育み、長い歴史を積み重ねてきたこと、そして、本町の事業としても、高校生のカウアイ島への短期留学を計画していることなど、周防大島がいかにして国際交流に取り組み、携わってきたかという歴史を理解していただきたく、町長とともに説明をさせていただいたところ、井原議員からは、皆様を傷つける意図はなかったが、表現のあり方に問題があったとして、私どもの申出を受け入れていただくことができました。

その後、この結果をただちに山口県議会柳居俊学議長、議会運営委員会島田教明委員長、自民党山口県連友田有幹事長のお三方へ報告するとともに、柳居議長宛に井原寿加子議員の発言の撤回と会議録からの削除について御配慮をいただくよう要請文書を提出させていただきました。

井原議員からは、このたびの発言のうち、「また、周防大島に外国人がそれほどいるようには思えませんし、周防大島が特にグローバル人材育成の対象に含まれている理由を教えてください」という部分について、発言取消しの申出があり、これを令和4年3月18日に許可したこと、あわせて取消しを許可したことにより、会議録には記載されないと、同日付の文書をもって山口県議会から御回答をいただいております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告は、7名であります。通告順に質問を許します。

5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） まず、質問に先立ちまして、今回の新型コロナウイルス感染症オミクロン株によるいわゆる第6波の感染拡大の対策に、多くの学校関係の皆様、教職員や教育委員会の皆様が力を尽くしておられることと承知し、お礼を申し上げます。日々の学校での授業や行事の中での対策は、御苦労も多いことと察しますが、収束に向けて今後ともよろしく願い申し上げます。

さて、通告に従っての質問であります。今回は、町内の小中学校における校則についてです。

私が通った中学校と高校は、校則が大好きな学校で、その息苦しさに学校に行くのをやめてしまおうかと思うこともありました。今から思えば、あのとき登校拒否をしとけばよかったなとも思うんですけども、そんなことができる時代でもなくて、そのまま卒業したものであります。

後に、教員養成系の学校に進み、教育学などを学んだときに、自分が通った中学校や高校で、いかにゆがめられた劣悪な教育を受けていたかと知り、暗たんたる気持ちになったことがありました。

それから何十年もたち、今は変わったのだらうと思っていたのですけれども、住民の方のお話を聴くとそうでもないことを知り、本日、質問するものであります。

質問を通告してから、校則に関する報道を幾つか見かけました。そのうちの1つを紹介いたします。

令和4年3月10日の朝日新聞です。これは、大分市の事例について報道しています。「制服、髪型、校則が縛り過ぎ」という見出しです。「大分市、父が民事調停申立て」、以下、かいつまんで内容について読みます。

子供が進学を検討した公立中学の校則が生徒の人権を侵害しているとして、大分市内の父親が民事調停を申し立てた。簡易裁判所が間に入り、双方の言い分を聞きながら解決を図る。以下、父親とそれから教育委員会の言い分です。

父親は、どのような身だしなみをするかは基本的に自由、権利を軽視していると感じたという。昨年2月に制服が義務かどうかを学校に確認、学校から、強制ではないが指導すると返答があった。大分市教育委員会にも見解を求めたところ、子供たちの一体感の醸成といった教育的効果だけでなく、服装にかかる経済的な負担の軽減などが目的と回答があった。

髪型などの基準については、規範意識の醸成や集団秩序の維持を目的として、合理的な範囲内で各学校で基準を定め、児童生徒に指導を行っているという説明されたという。

父親は、所属感や一体感という抽象的な目標を掲げ、ルールに従うことをよしとする教育は、人格的に自立した個人の育成を阻害していると話す。

校則については、教育委員会や学校側での検討もはじまっている。学校関係者によると、この中学校は、昭和20年代の創立、校則は代々引き継がれ、いつ作成されたかは分からないという。関係者は、公立中はほぼ横並びで、どの学校の校則も似たようになっていると語る。

文部科学省も、昨年6月に校則見直し等に関する取組事例についてという事務連絡を出し、行き過ぎた校則についての配慮を求めています。

そこで質問ですが、周防大島町の小中学校での校則について、教育委員会ではどのように把握しているかを教えてください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 山根議員の町立の小中学校における校則についての御質問にお答えいたします。

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上

の規律として定められるものであると認識しております。

また、文部科学省の資料によりますと校則について定める法令の規定は特になが、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされております。

本町の学校では学校のきまり、楽しい学校生活、よいこのきまりなどの名称で児童生徒、保護者へ周知されております。

まず、教育委員会の本町における小中学校の校則の把握状況ですが、山根議員の一般質問の通告を受け、改めて各小中学校の校則について、内容を確認したところでございます。

次に、山根議員御指摘の服装や児童生徒の行動を過剰に規制するように受け止められる規則も見られるということについてでございますが、服装などについては、基準とするものであり、華美にならないよう保護者の協力を得るよう記載したり、個人的に配慮が必要な場合は申し出ていただき、柔軟な対応ができることを記載したりしている学校もあります。

いずれにしましても、校則の内容は、社会通念に照らして合理的と見られる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められるものであると考えております。

このことから、山根議員の御指摘のように、校則が過剰に規制するように受け止められる規則ではなく、学校における教育効果を高める規則となるよう、人権尊重の視点に立って、引き続き校長研修会等を通じて、各学校の支援にあたってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 行き過ぎた校則については見受けられないという、そういう御答弁だったと思います。

先ほど私が申しました文部科学省が昨年6月に出した事務連絡の中で、資料として校則についてという資料があります。その中で、校則の見直しという文言がありまして、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直しをしなければならない。そして、その見直しの際にはということで、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例があると、そういうふうに記載してあります。

本町において、そういう児童生徒や保護者が何らかの形で参加する、そういった例については何か把握しておられるものがありますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 周防大島中学校が開校するときのことなんですが、統合準備委員会

というものを設置しまして、この構成にはPTA関係者等もいらっしゃいました。その中で、学校関係者、それから保護者関係者の代表者ではございましたが、その中で校則について話し合っ
てつくり上げたということをしました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 周防大島中学校を開校するときにそういうことがあったという、
そういうことだと思います。

ただ、ほかのいろんな、たくさんの学校、周防大島町にございます。それぞれの学校で、やは
りこういった話合いというものがなされるべきだと思うのですけれども、そういったことにつ
いては教育長……、すいません、いかがお考えでしょうか、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先ほど山根議員がおっしゃいましたように、令和3年6月に、文部科
学省から校則の見直し等に関する取組事例を参考にして、学校や地域の実態に応じて校則の見直
しに取り組むよう周知・依頼がありましたので、そのことは各学校に周知しております。

ただ、校則等を決める場合は、多くの方の意見をお聴きすることがありますので、必要な場合
は、やはりPTAとか学校運営協議会とかで協議しながら決めていくものと思います。

先ほど、木谷教育次長も申しましたが、周防大島中学校は1からつくりましたので、御存じの
ようにジェンダーも意識して女生徒もズボンがはけるような形にしましたし、生徒会等で、比較
的中学校では見直し等が図られていると思います。おっしゃったように、少し従来の踏襲型もあ
るかもしれませんが、必要に応じて話合いを持つように、これからも指導してまいりたいと思
います。

ちなみに小学校では、城山小学校は制服というか、基準服はございません。他の学校では基準
になる服があります。ですから、教育委員会としても、城山小学校に標準となる服を、制服を求
めるようにはしておりませんし、他の学校にも地域の事情、保護者の事情もございますから、自
由服にするような指導もしていないところです。

今回、統合がございますので、また統合準備委員会も立ち上げておりますので、その中で新小
学校についての規則も決められていくものと理解しております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。やはりそういう話合いですとか、そうい
うことが、そもそもそういう話合いの場が必要なんだということを理解しておられない保護者
の方ですとか子供さんとかもいらっしゃるように、私には見受けられます。やっぱりそういう話
合いの場がちゃんとあって、そういうところでいろんな自分の違和感を感じているところは話し合

うことができるんだと、そういうことをやっぱりそれぞれの学校の生徒だったり、子供さんだったり、保護者には伝えていってほしいなと、そういうふうに思います。

なかなか、とはいうものの、学校それぞれのことというものはございます。先ほどの答弁にも、それぞれの校長が決めることというお話がありました。やっぱり私は、そこは大事なことだと思っております、それぞれの学校のいろんな事情がありますから、そこはそれぞれの学校がいろいろ考えて決めてもらえばいいと思います。

特に、例えば教育委員会とかがこうなさいというようなことを学校に、命令すると言ってはあれですけども、指定するようなことは、それはやっぱり1つの強制のようなことになりますから、避けるべきだと私も思っております。

しかしながら、やっぱりそういった悩みがある子供たちだったり、保護者の方だったりが存在するというのも事実なんで、そこはやっぱり対応していただきたいなと思っております。

別に私は、校則はなくすべきだとか、そういうアナーキーなことを言うつもりは全くなくて、必要なものはちゃんと必要、制定されて運用されていけばいいと思っております。ただ、やっぱりそのあり方について、その時代時代に応じて、やっぱり今、アップデートというんですか、がらっと変えるわけではないけれども、少しずつやっぱり変えるべきものは変わっていく、そういうことは必要だと思っております。

結構、住民の方のお話等を聴いておりますと、私の子供の頃とあまり変わっていないんだなというようなところも見受けられて、そこを驚いてこういう質問になった次第ではございます。

それで、やっぱり校則が生徒を規制したりする、そういう力になるというのはいかがなものかなと、過剰に規制したり、そういう力になるのはいかがなものかなと。安全を管理したりするのはいいんですけども、そこで行動を管理したりとかすることになるのは、やっぱりいかがなものかなと、そういうのはずっと私も思っております。

宮本常一先生が——宮本先生は教育者でもございましたけれども、佐渡の鼓童が若者たちにこういったことを話しておられます。「一番大事なのは育つってことだ。都会の中には育つなんてほとんどないんだよ、固定してしまうんだよ。食べ物すら固定されてくる。そういった中で我々が本当に育っていくだろうか。育つっていうのは、育つものを見ないと育たなくなる。都会の人たちは、人まで育てなくなったんだ。型へはめらしとるじゃろう。大事なのは、一人一人の育つ能力だ。それをどれほど持っているかだ。それをみんな見失い始めているんだ」ここでおっしゃっている育つ力、そういったものを校則というもので規制されたり、そういうことがあってはならないと私は思います。

私どもの日本国の基礎となるのが、自由と民主主義であります。自由と民主主義があるから、諸外国からも日本は先進国と認められ、きちんと付き合ってもらえる。

そういつて、自由ということで、私、この間、京都大学の前学長の山極寿一先生とお話する機会がありまして、山極寿一先生はゴリラの研究を40年にわたってしてこられた方で、その方が語った自由というものが非常に感銘深いものでありました。山極寿一先生は、霊長類の自由ということ、霊長類にとって大切な自由があるとおっしゃる。霊長類というのは、人類、ホモサピエンスだけでなく、ゴリラだったりチンパンジーだったりオランウータンだったり、そういうものをひっくるめて大切な自由が、それは3つあって、1つは動く自由だ、移動する自由だと。好きなところへ行って、好きなところへ住む、そういう自由が大切。その次は集まる自由、集会をする自由、こうやって議会を開いたり、幾つかで集まる、そういう自由が大切。それから3つ目が語る自由、話すことなんだと。そういう集会があって、そこで話し合う、そういうことが大事なんだと。この3つの自由が霊長類にとって本当に大切な自由なんだと。私も本当に、これを聞いて、自分が大いに進化した気持ちがいたしました。直立猿人ぐらいには進化できたかなと、そういう気がしておるんですけども。

それともう1つ、民主主義というものがあります。民主主義の基礎というと、これ、多数決とと思っている人がいますけれども、そうではありません。民主主義の基礎というのは、やっぱり話し合いであります。やっぱり話し合って、そこで意見を交わし、何かの合意をつくっていく、これが民主主義の基本であります。

やはりこれから世界に通用する人材を育てていただきたい。周防大島町でも世界に通用する人材というのを育てていかなきゃいけない。そういうときに、そういう自由だったり民主主義だったりの基礎というものが分かっていないと、そういう人材も育ってこないと思います。やっぱりそこを何か規制するのではなくて、そういう人材が育つような、そういうことをやっぱり考えていってほしい。

それから、今、国際化の話が出ました。国際的な人、国際化といいます。そういった国際的な人材というものの基礎は、やっぱり相手を大切にすることです。世界にはいろんな国もあり、人種もあり、文化もあり、それから宗教もあります。そういったのを、自分と違うからといって拒否したり、それからあれは駄目だと言ったり、ましてや差別するとか、そういうことではなくて、まず相手を大切にする、それがやっぱり国際化、国際的な人材の基礎であります。

相手を大切にするというのは、自分を大切にすることでもあります。相手というのは、今、国際化というと国だったり人種だったり、すごく大きなものになりますけれども、本当は、その基礎になるのは一人一人です。一人一人が大切にされる、そういったふうな教育というものが、私は大事だと思います。

それをもっとストレートに言うと、多様性ということになると思います。多様性というと、先ほどもおっしゃいましたジェンダーの問題だったり、あるいは人種の問題だったりすごく大きな

ものに捉えられますけれども、その基礎となるのはやっぱり一人一人であります。

私の父親は、6年前に亡くなりましたけれども、生後6か月のときに事故でけがをしまして、肘が変形していた。本人はそのことを亡くなるまでずっと気にしておりまして、真夏でも外に出るときは長袖のシャツを着て出て、半袖のシャツでそういった肘を人に見せるのが本当に嫌というのか、つらかった。そういうのを平気な人もいます。別に変形していようが、傷があろうが、そういうのは、あるものは別に見せても平気、そういう人もいます。だけれども、それは耐えられないという人もいます。私の父は、それは耐えられないというタイプの人だった。私はどちらも、正しいとか間違っているとか、いいとか悪いとかいうんでなくて、そういうもんだと思います。そうやって、自分がそういうのは選んで考えていけばいい、人から言われたり何か規制されたりとか、そういう問題ではないと。

ただ、やっぱり父が、例えば規則があって、夏は半袖でないといけないとかいう規則があったら、どういう気持ちができるかなというのを考えるときがあります。

例えば、今の子供たちで、足に何かのコンプレックスのある子供さんがいて、その方が冬でも半ズボンでないといけないとか、そういうことがあったら、さあ、どういう気持ちができるかなという、そう思うときもあります。やっぱり一人一人の気持ちというものを大事にしていただきたい。

先ほど、民主主義のお話しをしました。民主主義の基本は話合いで、その話合いで解決つかないときに多数決というものがある。ただ、多数決といっても、勝ったほうがもう総取りで、何でもやりたい放題やっていいとか、そういう乱暴なものではないんです。例えば60対40で勝った。勝ったから60のほうが何でも好きなことをしていいと、そういう乱暴なものではない。やっぱり破れたほうの40のいろんな気持ちだったり事情だったり酌んで、そして、取り入れられるものは取り入れて、可能な限りの合意形成を図って進めていく、それが民主主義であろうと私は思います。

それは、もう1つ言えば、一人一人もやっぱり大事ということでもあります。いや、少数の意見だから、それは無視してもいいと、無視してもいいとは言わないけれど、しょうがないよ、やっぱりそういう態度ではなくって、やっぱりちゃんと話合いをしていただきたい。やっぱり少数の数であっても、その意見や気持ちというものを話合いをしていただきたい。その話合いの中から、校則はこのままでいくのか、それとも変えていくのか、そういう場をやっぱり全ての学校でつくっていただきたいと私は思います。

できている学校も、もちろんあると承知しております。だけれども、なかなかできていなかったり、できていないとは言わないけれども、保護者の方や生徒さん、児童生徒から見ると、まだまだ不十分と捉えられている、そういうケースも見受けられます。

ぜひ、当事者である保護者や子供さんの気持ちというものを取り入れた、そういう話合いの場があるんだ、できるんだということをやっぱりそれは知らしめてほしいし、過去のそれぞれの学校にこうしろと言うのはどうかと思いますけれども、そういう方向性というものぐらひは、周防大島町では示していただけないものかと私は思います。

やはり型へはめるという教育から、私が中学校、高校で受けてきた教育というのは、やはり型へはめる教育だったと自分で思っております。その教育というのは、やはり間違いであったと。大学へ行って、進学して、教育学であるとか、教育法であるとか、そういうものを学んではじめて分かったと。中学校、高校のときは、これはこんなもんだと思っていたから、全然分かりませんでした。だけれども、学んでいって、ああ、これはもうとんでもない教育を受けてきたんだというのを私は気がついた。

だから、そういう型へはめる教育というのがもしあったとしたら、もうそれはやめて、今度、宮本常一先生がおっしゃった育つ能力を伸ばす、そういう教育を推進していただきたい。その教育を阻害するようなものになるんだったら、やはり校則というものを見直していかなければならない、そういう方向性はやはり見せていただきたい。

そして、周防大島町ならではの教育というものをたくさんの人に見ていただけるような、そして、こういう教育があるんだったら、やはり周防大島町で学ばせたいねと、そういう親御さんが出てくるような、そういう学校にしていただきたいと思います。

ちょっと長々と意見申しまして、大変失礼いたしました。

私のほうからは、以上であります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 竹田茂伸でございます。お世話になります。通告に従って、2点ほど質問をさせていただきます。

まずはじめに、コロナ禍第6波の影響で、行政、医療関係者の方は大変な御苦勞をされており、敬意を表します。

さて、地方自治体にとって最大の課題である人口減少に対し、今後も首都圏に人口が集中する流れが変わらず、予想では周防大島町も、2040年には人口が約8,000人となり、人口密度も下がり、世帯がまばらな状況になります。

SDGsの目標に、2030年の地域医療として、全ての人が必要な医療を受けられるという項目があります。今までに、私の信念である周防大島町のどこに住んでいても地域格差のないまちづくりを進めるということで、過去に12件の質問中4件、病院のマネジメント等を中心に質

問をさせていただきました。

昨年12月の議会では、病院再編計画の議論の活性化について少し触れさせていただきました。

「角を矯めて牛を殺す」ということわざを御存じの方も多いと存じますが、小さな欠点を無理やり改めようとする、かえって全てを駄目にしてしまうという意味のことわざです。角を矯めて混乱させるつもりは全くありませんが、今回は、厳しい人口減少の時代を迎える今だからこそ、自治体のあるべき姿を考える、人口減少を食い止めるという強い気持ちで、救急医療としての病院の体制について質問をさせていただきます。

昨年の暮れに、私のおじが体調を壊し、近所の方が午前8時過ぎ頃に救急車を呼んでくれました。救急車はすぐに到着しましたが、受入先の病院が決まらず、相当な時間が経過してY医院に運ばれましたが、亡くなりました。救急搬送困難事案ということになるのだらうと思いますが、私自身、2年ぐらいの間に4件の搬送困難事案に遭遇いたしました。また、夜間、救急を断られ、家族が町外の病院へ連れていき、夜明けに帰宅したなどの事例も聞いています。

かねてから、公立病院のあり方、地域医療のあり方について質問をし、分かりやすい責任ある前向きな回答をいただいているにもかかわらず、病院の救急対応は悪化しているように見えます。

さらに、山口県の消防防災年報によると、令和元年までは右肩上がり、このまま増加すると予想される中、思い切った対策を取らなければ救急搬送困難事案の解消にはつながりません。

さらに、民間企業で当然行われるPDCAサイクルは、無びゅう性によって機能していないと思われれます。厳しい言い方になりますが、物事や組織がなかなか変わらないのは、この無びゅう性神話に毒されていると分析をしています。

広島広域都市圏構想の資料を見ると、2019年の人口1,000人あたりの医療施設数は25自治体平均1で、当周防大島町も1です。2018年の人口1,000人あたりの医師数については、平均2.8のところ、周防大島町は2.4と25自治体の中で6位です。歯止めにおいては、石原先生の御指導により、他の自治体と比べても遜色ないと判断をしています。新型コロナウイルス感染症の影響により、今までの病院等の体制維持が厳しい中、3病院を調整しながら維持していることは十分認識しています。

しかし、救急困難事案がこれだけ増えると、町民の命を守らなければならない救急医療管理体制に問題があるのではないかと感じています。

また、令和3年第1回定例会で、吉村議員から急患の対応について質問をされたことがありますが、一向に改善されていないようです。まずは、救急医療現場の実態を再度詳細に検証し、早急に、実態に合った改善策を議論すべきではないでしょうか。

町民の不信感も増大しています。このままでは、転出による人口減少に拍車がかかります。ついては、次の4点と解消案について見解を伺います。

- 1として1次救急、2次救急とは。
- 2、令和3年度の救急車を断った病院別の時間帯別件数と主な理由。
- 3、令和3年度の救急を受け入れた病院別の時間帯別件数。
- 4、医師、職員の時間外労働実施状況、病院別についてでございます。

2点目の質問でございます。

令和3年3月には、地域共生社会の実現ということで、地域で知恵と力を出し、まるごとつながるという周防大島町地域福祉計画が発出されました。よくまとめられた冊子で、冊子のとおり実現できれば、周防大島町の再生も夢ではないと確信をしています。

しかし、今後、光回線によるネットワークや公共交通が整備されても、周防大島町全体で人口密度が低いままばらな状況では、地域での交流や助け合いも厳しくなり、ますます人の移動による格差が出てきます。

このような状況の中、病院再編計画は順調に進まず、昨年2月から橘医院が休床して1年が経過しました。令和3年の6月の定例会で、橘医院の入院を再開すると回答がありましたが、いまだ再開に至っていません。

町民は、本当に困っています。新型コロナウイルス感染症の影響もあるのか分かりませんが、先輩諸氏が熱心に何度も協議して作られた病院再編計画に逆行しているように感じています。

なぜ再開できないのか、ほかの方法はないのか、町民のための公立病院として規模を縮小しても、町民が安心できる体制を目指して取り組んでいることは、十分承知しています。今後人口減少が加速し、2025年問題など明らかに75歳以上の高齢者が増加する将来のことを視野に入れた場合、地理的に周防大島町の中心にある橘医院の役割が大きくなると想定されます。

現在、公共交通を整備する計画の中、自動車、自転車にも乗れない、また、夜間のタクシーの便が減る中、SNSも得意でない高齢者のために、病院は臨時便の送迎バスと患者の立場に合わせて調整していただいています。患者目線の対応で、病院の対応には本当に感謝をしています。

そのような中、平成30年12月から令和元年12月までに40回以上の協議等を開催されています。関係書類には、常に検証し、再編するとあります。

また、財政においては、例えば平成29年度の人件費でございますが、90.6%と人件費の占める割合が非常に高い状況にあります。令和3年6月1日の石原管理者の就任の挨拶の中に、医療従事者の確保が最も重要、切れ目のない医療とありますが、私は、今後確実に再編計画を成功させるためには、さらに柔軟な要員管理の導入による人件費の削減とPDCAを、特にCAを確実に実行することが求められていると考えています。

計画どおりに進むこと、進まないこと、いろいろある中、橘医院の入院再開が病院再編計画の重要な鍵と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 竹田議員の救急搬送困難事案の解消に向けてについての御質問にお答えいたします。

まず、1次救急、2次救急の役割とはとの御質問ですが、1次救急につきましては、初期救急医療を担い、患者の状態に応じた適切な救急医療を提供する役割であり、2次救急につきましては、入院を要する救急医療を担い、24時間365日、救急搬送の受入れに対応し、患者の状態に応じた適切な救急医療を提供する役割となっております。

周防大島町において1次救急は町立病院や在宅当番医が担い、2次救急は救急告示病院である町立病院が、特に緊急性の高い疾患に対応することが必要な場合は周東総合病院が担うこととなっております。

次に、令和3年度の救急車を断った病院別の時間帯別件数と主な理由についての御質問ですが、令和3年4月から令和4年1月までの期間で御報告させていただきます。

東和病院においては、時間内のお断りは42件、うち救急が20件で、新型コロナウイルス感染症患者対応中または救急患者対応中などがお断りの主な理由です。時間外につきましては、平日は90件、うち救急が43件、土日は127件、うち救急が59件、祝日は27件、うち救急が8件で、専門外や対応困難であることがお断りの主な理由です。

橘医院において、時間内のお断りは35件、うち救急が9件で、対応困難や専門外などがお断りの主な理由です。

大島病院において、時間内のお断りはゼロ件です。時間外につきましては、平日は21件、うち救急が18件、土日は66件、うち救急が40件、祝日は18件、うち救急が9件で、他の急患対応中や専門外であることがお断りの主な理由です。

次に、令和3年度の救急を受け入れた病院別の時間帯別件数についての御質問ですが、東和病院において、時間内の受入れは273件、うち救急は64件です。時間外につきましては、平日は64件、うち救急が26件、土日は111件、うち救急は34件、祝日は33件、うち救急が6件です。

橘医院において、時間内の受入れは71件、うち救急が4件です。

大島病院において、時間内の受入れは256件、うち救急が54件、時間外につきましては、平日は220件、うち救急が96件、土日は306件、うち救急が79件、祝日は61件、うち救急が12件です。

次に、医師、職員の時間外労働実施状況（病院別）についての御質問ですが、休日や夜間において急病患者対応を行った時間外労働について、令和4年1月ののべ時間で御報告させていただきます。

東和病院の時間外についてですが、医師は平日が2時間、看護師は平日が18時間、平日深夜が約3時間、休日が約70時間、休日深夜が約3時間、合計で94時間です。1か月ですね。

事務は、平日が約7時間、平日深夜が約2時間、休日が約28時間、休日深夜が約6時間、合計で約43時間です。

放射線技師・検査技師は平日が約19時間、平日深夜が約3時間、休日が約32時間、休日深夜が約1時間、合計で55時間です。

大島病院の時間外についてですが、医師は平日が約12時間、平日深夜が2時間、合計で約14時間、看護師は平日が約46時間、平日深夜が約8時間、休日が53時間、休日深夜が約6時間の合計で約113時間です。

事務は、平日が約32時間、平日深夜が約5時間、休日が約59時間、休日深夜が約6時間で、合計約102時間です。

放射線技師・検査技師は平日が約9時間、平日深夜が約1時間、休日が約44時間、休日深夜が約6時間、合計で約60時間です。

最後に、救急搬送困難事案の解消に向けた解決策についてです。

現状、救急搬送困難事案の解消は困難であると思います。現在、町立2病院において夜間・休日等の救急搬送について対応しておりますが、常勤医師の高齢化により、外部の非常勤医師に一部を担っていただき、24時間365日対応しております。

受入れ要請は町内のみならず、町外からもあり、令和3年度と令和2年度の4月から1月までの間の時間外の緊急搬送受入れ件数は70件増えております。また、お断り件数は33件減っております。

救急医療を維持するためには、医師の確保が最優先であります。医師確保に努め、引き続き救急受入れ要請については、できる限りの対応をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の病院再編計画の進捗状況についての御質問についてお答えをいたします。

橘医院の休床化についての御質問ですが、橘医院につきましては、病院事業局再編計画に基づき、令和2年4月より19床の有床診療所となり、医療を提供してまいりました。

しかしながら、夜勤可能な看護師を充足することができなくなったことにより、令和3年2月より入院受入れを休止せざるを得なくなりましたことは、計画どおりに進んでおらず、地域住民の皆様には大変御不便をおかけすることとなり申し訳なく思っております。

現在、入院医療を提供できておりませんが、地域外来・検査センターの運営や新型コロナウイ

ルスワクチンの集団接種等を担うことができいております。

橘医院の入院受入れを休止していることにつきましては、人員が確保できていないためと承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、再開に向け人員確保に努めてまいらなければならないと考えております。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） どうもすいません。町長が先に言うところを私が言ったんで、この続きがあって順番がちょっとあれしましたんですが。（笑声）

竹田議員の病院再編計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

橘医院の休床化についての御質問ですが、看護職員の不足により令和3年2月より入院受入れを休止し、いまだに受入れを再開できておりません。地域住民の皆様には大変申し訳なく思っております。

令和2年度末の病院事業局における一般職・フルタイム会計年度任用職員を併せた看護職員は144名でした。令和3年度において、大島看護専門学校卒業生等の新卒採用8名、中途採用4名、また定年退職後の任用3名と看護職員の確保に努めておりますが、自己都合退職が16名いたため、現在の看護職員は令和2年度末より1名少ない状況となっております。

令和4年度にも、大島看護専門学校卒業生の採用7名を予定しておりますが、引き続き受入れ再開に向け人員確保に努めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 新型コロナウイルス感染症で大変なところ、石原先生いろいろな件数等調べていただきましてありがとうございます。よく分かりました。町長も答弁ありがとうございました。

そういった中で、ちょっと再質問させていただきたいんですけど、まず救急車の関係でございます。過疎地域ですから、都市のような形にはいかないのは十分分かっていますけれど、私の経験からちょっとお話させていただきますが、救急車は先ほど言いましたように、すぐに来るんですけど、そこから長い中で、今先生が言われた対応困難、専門外ということですけど、そうしてその中で実際の統計を見ると、令和2年の柳井地区の救急統計というんですかね、これ見ると死亡と重傷で12.6%ということで、10人に1人ぐらいは危ない、命の危険があるということなんだろうと思います。

10人に1人が大きいのか、小さいのかというのは、それぞれの判断だと思いますけれど、そういった事情の中で、その事情も分かりますが、このままでいいのかどうか考えたときに、やはりここに住んでおる者とすれば、やはり安心を求めているわけですね。

実際のところ、救急車をちょっとタクシー代わりに利用される方もいます。確かにそういった

ことも改善をしていかないといけないんでしょうが、その対応困難とか、先ほど言った専門外ということで、それはもう医者を、医師を増やすことしか方法がないんですかね。どうなんですかね。

以前、総合診療医とかいう話が出ましたけれど、そういった総合診療医ばっかしであればね、そういったことはないんでしょうけれど、今の状況では、そう対応困難とか専門外という形で医師を増やすしか方法がないのかどうかいうところを、ちょっと1点お聞きしたいんですが。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員の御質問にお答えいたします。

救急医療体制の充実や強化をする必要が強くあると思っております。特に、夜間・休日における救急医療体制につきましては、町民の皆様の安心につながるよう、信頼されるように努めていきたいと強く思っているところではございます。

時間外、休日等の救急対応に備えておりますけれども、医師が1名体制で入院患者の急変対応時の対応も行いますので、全ての救急の対応は難しい面もございます。

また、時間外及び休日に対応できる医師が、高齢化や常勤医師の不足により外部医師の支援を得なければ対応できない状況でもあります。

外部からの応援医師は、大学病院等総合病院からの応援で専門性が強く、また遠方からの派遣であるために、地域の状況も分からないこともあり、地域医療について不慣れな面もございます。

そういったことから、医師の確保も重要でありますけれども、外部からの医師等について地域医療に関しまして理解を求めて、少しでも救急に対応できるように今後も理解を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 大元病院事業局総務部長、ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、ちょっと違った視点で質問させていただきますが、ホームドクターというのがあります。かかりつけ医というんですかね、私もそういうことの大切さということをつくづく感じております。

そういった中で、救急車が来たときに救急隊員がかかりつけ医はどこですかということを必ず聞くと思うんですが、その意味がよく私も分かりました。

実際、私もいろいろ先ほど言った2年半の間に4件ぐらい経験して、その場において実際受入れをしないと、どこかには行くということになるんですけど、かかりつけ医でないと受け入れられた患者にとって意識があれば、言葉がしゃべれば当然、ここが痛い、こうなんだということが言えるわけなんですけれど、当然意識がないとかあると思いますね。

そうなる、その病院ではやはり患者のデータがないわけですから、先生も対応困るんだろうと思いますが、そこらあたりのその認識といたしますか、関係各位、関係者でそういったあたりの話というのはされとってんでしょうか、どうなんでしょうか。

民間の医師を含めて、そういった連携の中で、そういうことはされておるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 健康福祉部が所管をする部門でございますが、在宅医療協議会ということで、それぞれの医療機関からも委員として出ていただいております、そのかかりつけ医の重要さ、そして在宅医療の大切さといったことについての協議を行っております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。ということは、もうその辺はしっかり周知されておることですね。

それでは、次の質問として、先ほどから病院の事情というのは大体もう頭で分かってきたんですが、働き方改革という中で、健康の問題も含めてなるべくなら残業しないようにということになってはいますが、今回はコロナ禍で少し緩やかにしようという流れの中で、いろいろやられていることも分かりました。

そういった中で、公営企業の改革プランですか、ちょっと発出されたの古いんだろうと思うんですが、その中をちょっと見ると、経営効率化を図りながら、救急患者の受入れ増を図るということを書いておるんですけど、そこらあたりは日頃から指導し、いろんな関係者との中でそういった受入れ増を図るということでは、何か特別なことをされておられますか、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員の御質問にお答えいたします。

特段に対応しているところはありませんけれども、施設長会議でとにかく救急受入れ、特に最初のファーストタッチといたしますか、そういうものは心がけていこうという話し合いはしておりますし、大島病院、東和病院と救急についていろいろと協議を重ねながら、東和病院でも受けられない場合は、大島病院で受け入れるようにやっけていこうとやっていくことは、常々話し合いながら進めております。

また、医師についても、救急医療の研修等を行いながら、少しでもファーストタッチできるそういった体制づくりも必要であるというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。もうよく話しておることですので、救急のほうはちょっとこれで質問は控えてみたいと思いますが、病院再編計画の進捗状況の関係

の中で、先ほど看護師を探しておるといことの中で言われた中で、昨年の病院の説明会とか、橘医院の説明会にもちょっと行きましたが、その中で探しておるといことだったんですが、私この約1年たって、いろんな雑誌広告を見ております。

特にハローワークにも、ちょっと個人的に私がずっと通っていた関係で、ずっとチラシ等も見えておったわけですが、そしてネットのほうを見ても、ネットのほうもこれ最近よく見るんですが、橘医院の看護師の求人というのを見たことがちょっとないんですが、そこらはどうなんですかね。どうやって探しておるんですかね。

ほかの大島病院での何とかの技師とか、何とかのほかのといのはよく出ています。私もこのぐらいの厚みになるほど、あれも2週間に1回ですか、求人情報が出ますので、私も柳井管内、周防大島町内も全部見ますけれど、橘医院の最近では検査技師、レントゲン検査技師の募集がありましたけれど、一般の看護師の募集を見たことがないんですが、どのようにされていますか。

実際には探しておるって去年言われたんですが、そこらがどうなんですかね、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 竹田議員の御質問にお答えさせていただきます。

橘医院につきましては、先ほど繰り返しになりますけれども、令和3年2月より入院受入れを休止しておるといことで、橘医院としての募集はかけておりません。現状の人員としては、橘医院は入院受入れを休止したことによりまして、橘医院の職員としては、現状としては必要ないと。

そのかわり他部署、他施設の看護職員、こちらを充足することにより、ある程度経験を積んだ方を異動することによって、橘医院の入院受入れの再開、こちらを目指しております。そのために、橘医院としての募集はしてないという状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。安心しました。探していただいているのであれば、それでいいんですが。

その中で、令和4年3月8日の議会のときに、田中議員が橘医院の質問をしたときに、8人の看護師がいるって大元病院事業局総務部長言われたと思うんですが、私の記憶では7人だったんですけれど、7人でいいんですよ。どうなんですかね。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員の御質問にお答えします。

7人と申し上げたのは、例えば有床診療所の人員基準の最低の人数でございまして、休暇等取れる環境がやっぱり必要でございますので、そのためには8人いると休暇等が取れて、労働環境

もいいという意味合いで8人と申し上げておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。昨年の病院のあれでは、そういった休暇を取らせるから7名と言ったと、私はそういう記憶だったんですけど、そちらはそれでよろしいでございます。ありがとうございます。

それでは次に、ここちょっと先ほども言いましたけれど、人件費の問題でございます。橘医院で3時間と5時間半の検査技師の求人をされていますよね。それで、理由を聞いてみると、橘医院の技師が他の病院へ人事異動されたからということで、そういう体制を取っておるんだと。そして、オンコロジーに対応するんだということで聞いております。

そうなんだろうと思うんですが、それに対して町民や職員からも不満を聞いておりますけれど、私は病院、それぞれの特徴があるんだと思うんですけど、病院事業局という1つの病院として、私はマネジメントするという意識のほうがいいだろうと、私は常に思っております。

そういった中で、先ほど言いました人件費が90.6%、すごい大きな金額なんですよね。それで、これはちょっと私もいろいろ本を読んでおったら、奈良県の医科大学の健康政策医学講座というのがありまして、ちょっとそれ私もずっと目を通して見たんですけど、大体自治体病院で、これは範囲が広範囲なのか、どの範囲かちょっと不確定な部分もありますが、自治体病院が約60.9%、民間病院が約52.1%ということで、これ人件費なんですよね。人件費の割合がそうなんですよね。

ちょっと周防大島町は90.6%って、それ医業収益に対する割合ということからすれば、ちょっと高いんじゃないかなと私は判断しております。30%高いんですよね。ということになると、医業収益令和3年度は25億円ぐらいだったんですかね。25億円の30%言ったら、7億5,000万円ほどがやっぱしちょっと使われ方が、使われ方に対してちょっと疑問といいますか、少しこれから改善をしていかなければならないのかなと感じております。

そういった中で、先ほど提案しました過疎地ですから、都市と同じようにというわけにはいかないと思いますけれど、いかにその人件費を下げるか、効率化をするかということに対して、やはり先ほども私が提案しました柔軟な病院管理というのがあります。

要は、されておるところもあるだろうと思いますけれど、例えば午前中この病院、午後はこの病院というような形もいいんじゃないかと、これ私のちょっと提言になりますけれど、例えば辞令を発令するときに、普通でしたら東和病院勤務を命ずるとか、橘医院勤務を命ずるとかいうような形になるんですかね。

そらのとこをこれは私の提言ですけど、周防大島町病院事業局勤務を命ずると、勤務先は大島病院、東和病院、橘医院の3病院とするとかいうような、要するに勤務先を1つに限定する

んではなくて3病院にする。そして、その中で時間帯に応じて午前中の忙しい時間帯は配置するけれど、午後からは他の病院へ応援に行くというような、お医者さんではそういうことをされておるんだらうと思いますが、看護師とか検査技師においても、そういったことも考えていかなければならないのかなと思っております。

そして、プラスアルファ何月何日何曜日のこの病院には、どの先生が出ておるとというのが外来のあれありますけれど、あわせて看護師が今どこに何名おる、誰が出ておるということがDX使って、令和4年4月からしっかりこのDXもはじまってくるんでしょうが、そういった職員とか先生の見える化、そういったものを含めてマネジメントを起こされると、私はもっともっと先ほど言いました人件費の削減になるのではないかと思います。

それとあわせて、もう1つは、久賀の地域の方にちょっと私もいろいろ意見を聞いたりすることが最近多くて聞いておると、やはり人の動きは、コンサルタントの方にいろいろそういった資料分析はされておるんだらうと思いますが、久賀エリアの方に聞くと、やはり橘のほうに、日良居のほうに来ることって結構あるみたいなんですよね。それも病院に来るんだと、Y医院に来るんだということね。

そういうことで、人の流れもそういうことになっております。ということになると、やはりこれ私個人のこれはあれなんですけれど、私個人と私の仲間のちょっとよくそういった話をするんですが、これはそれこそ提言ということでお聞きしてほしいんですけど、私は再編計画に反対しておるわけでも何でもありませんし、しっかり町長の応援をしながら再編計画を進めていこう、町民が困らないようにしていこうということ、もう常に思っていますけれども、ひとつ見直しということで、ひとつどこかの片隅にでも置いていただけたらと思うんですが、やはり橘医院の入院再開は、ぜひとも祈っていますけれど、橘医院の入院再開するための少なくともいいですね、19床が駄目なら、それは配置基準というのがあるんでしょから、19床を15床でもええというのはちょっと言えないのかも分かりませんが、例えば9床でもいいんなら9床でもするとか、そして、その調整部分をほかのところで他の棟は大島病院で調整ができるのであればね、ぜひやっていただきたい。

そして、目指すはこれ私のさっきも言いました個人的に目指すは、8,000人の周防大島町が目の前に来ているので、やはり日良居地区に、先生方も皆高齢化になっていますけれど、20年先を見据えたときに、私は周防大島町の真ん中に総合病院ができるようなね、そして先生もそこに集まる。大島病院も東和病院も橘医院、——橘医院はもうその頃あれか分かりませんが、東和病院と大島病院がその総合病院を支えて、8,000人がそこをやっぱし都市部ってなかなか移動できませんのでね、公共交通もできるといっても8,000人になったときには、再々移動難しいんじゃないかと私は思っております。

ですから、みんなで少しずつ痛みを伴いながら、これならしょうがないねというような体制をぜひつくっていただくのがいいのかなと思っております。

ちょっといろいろとしゃべりましたけれど、本当石原先生、また大元病院事業局総務部長にはいろいろ調べてもらって、また木村病院事業局総務課長にも調べていただきありがとうございます。町長も本当ありがとうございます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で竹田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 公明党の山中正樹でございます。

本日は、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

コロナ禍にあつて、医療従事者の方々、職員の方々の奮闘に心より御礼を申し上げます。

私は、令和4年1月、2月、現場の声を政策に生かすため、周防大島町で100人以上の方にアンケートを取ってまいりました。

1つ目は子育てについて、2つ目は高齢者の方々のそれについて、3つ目は、中小企業の経営者からアンケートを取ってまいりました。結果が出て次第、御協力いただいた方々に報告をさせていただきます。

令和4年3月16日福島県沖でマグニチュード7.4の地震が発生、4名の方が亡くなりました。心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災をされた方々にお見舞い申し上げます。

そして、3月11日は東日本大震災の発生から11年です。いまだに大部分の住民の帰還が実現していない地域があります。福島県双葉町の町長は、我々の町は復興のスタートにさえ立てていない。今後も寄り添って支援をと、切実な思いを訴えておられました。

公明党は全国3,000名のネットワークの力を生かし、人間復興、心の復興を成し遂げるまで、全力であたってまいります。

一方、14日、ロシア侵攻によるウクライナでの人道支援と、避難民の日本国内の受入れに関する緊急提言を、公明党は松野官房長官に行ったところでございます。

我が周防大島町も、ウクライナ避難民の受入れの表明、そして公営住宅等の無償提供、さらに

は募金や救援物資の受付窓口の開設を考えていただきたいと、このように思います。

本日の一般質問は、1人の命を救う、蘇生する、自動体外式除細動器のAEDについてであります。

18年前の2004年7月、AEDは一般解禁によって急速に一般施設への配備がはじまりました。そこで、公営施設で夜間、緊急時、災害時に、地域住民が活用できるように、新たな配備を、取組を考えていただきたいのであります。

1つ目は、AEDはどのような場所に設置されているのですか。2つ目は、AEDの施設の屋外への設置についての2点をお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員のAEDの活用と設置場所についての御質問にお答えをいたします。

御存じのとおり、AED（自動体外式除細動器）とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になったときに、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器でございます。

山中議員からAEDについて2点御質問をいただいておりますが、1点目のAEDの設置場所につきましては、庁舎等の公共施設をはじめ、学校、体育施設等の屋内に設置をしており、本町が管理をしているAEDの数は68台でございます。また、管理等につきましては、施設の関係部署がそれぞれ適切に管理をしております。

2点目のAEDの屋外への設置につきましては、現在、本町が設置管理をしているAEDは全て屋内に設置をしており、屋外での設置については、難しいものがあると考えております。その一番の理由といたしましては、管理上の問題が上げられます。

具体的に申し上げますと、AEDの温度管理の問題、豪雨・落雷や台風などの天候対策、さらには盗難やいたずら等への対策などクリアしなければならない課題が多くあることから、全国的にみても、AEDの設置場所のほとんどが屋内であると考えております。

しかしながら、AEDを屋外に設置することの重要性も認識をしており、AEDの設置だけにこだわらず、様々な救急対策について考えてまいります。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 御答弁ありがとうございます。

今回は、行政の中でも、教育委員会の所管する学校施設に関しまして、質問をさせていただきたいと、このように思います。

令和4年3月10日のネットニュースで、このような記事が載っておりました。中学生が先生を救ったという記事を紹介させていただきます。

2021年の5月、神奈川県鎌倉市の中学校で、部活動の練習中、先生が突然倒れました。突然の心停止、しかし先生は一命を取り留めました。命を救ったのは、その場にいた中学生たちでした。

心臓が止まっている、とっさの判断で、授業で使い方を学んでいたAEDを使ったのです。そばにいた中学2年生のAさんは、すぐに仲間と一緒に駆け寄り、先生に声をかけましたが、反応はありません。その後、首、目とかも確認して、明らかにまずいと思いました。

心臓が止まっていると思い、とっさに胸骨圧迫、心臓マッサージをはじめました。同時に、他の部員が119番通報に走りましたが、連休中で、職員室の鍵がかかっていました。生徒たちは電話を借りて学校の外まで走りました。その後も、先生は意識が戻りません。

そこで、機転を利かした別の3年生が、体育館の入り口に設置されているAEDを持ってくるように、1年生に指示をしました。AEDの音声に従って電気ショックを2回実施、その後も心臓マッサージを続け、救急隊到着までの十数分、中学生だけで、必死に救命措置を続けたのです。この結果先生の命は助かり、1か月後には仕事に復帰し、後遺症もなく、以前と変わらない生活を送っておられるそうです。

そこで、助かった要因は、休日に関係なくAEDが使用できる場所に設置してあったと、2つ目は学生がAED救命の処置を授業で講習を受けて、それを知っていたと、そういう理由ではないでしょうか。

私も、この周防大島町の人の集まるところ、出入りするところ、コンビニエンスストア3か所を点検と申しますか、確認をしてまいりましたが、残念なことに、AEDは設置しておりません。

これは、過疎地、都会等関係なく、やはりAEDを設置しているというのは、よほど人口密度が高く、出入りの大きいところだと把握しております。

日本である日、突然心臓が止まって亡くなる人は、年間7万人もいるそうで、心停止になると時間が1分増すごとに、助かる命の割合がだんだんと低下してまいります。

ぜひ、AEDを24時間、夜間、休日、関係なく使用のできる屋外設置をお願いしたいと、このように思っております。

先ほど、町長からもありました、いたずら、盗難等におけるリスクは当然ありますけれども、温度管理に関しては、非常にグレードの高いAEDの装置ではないかと、このように思っております。

その点を考えていただきながら、答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、教育委員会が管理する機器に限ることなんですが、交換時期は令和5年8月となっております。AEDは精密機器ということから、原則屋内での管理になっ

ておりますが、御質問にあったとおり、屋外設置についての重要性についても、理解しておりますので、設置場所や設置に係る経費、ボックス等が特殊なものを使うようになろうかと思っておりますので、そういった経費も鑑みながら、慎重に検討してまいりたいと考えています。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

先日、周防大島町西部出張所の所長にお話を伺ってまいりました。その中で、教育関係、まずは行政についてですけれども、周防大島町で、設置しているAEDを過去に使った事例があるかどうか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 過去にAEDを使った事案があるかということでございますが、教育委員会で管理しているものに限りませんが、昨年8月に浮島で設置している機器を使用した実績がございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。先ほど、教育委員会だけでございましたけれども、私通告しておりませんでした。ほかのAEDの設置場所においても、そのような事例がなかったかどうか、御答弁できればお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 山中議員のAEDの使用実績について、お答えいたします。

先ほど、町長が答弁したとおり、現在行政が管理して運営しておるAEDにつきましては、それぞれ所管部署が適正に管理しておりますので、全体で使用実績があったかどうかというのは、それぞれの部署が把握していると思っております。

総務課におきましては、そういった実績は今のところございません。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

私、消防署のほうで確認をしてまいりました。過去数年で大きなイベントで1回、それから、他県から来られた高校生が1件の2件あったと聞いております。残念ながら、お二人とも亡くなられたということでありませう。

そこで、もう1つ、これはお答えいただくと思うんですけれども、行政の職員の方たちが、各部署おっしゃっていましたが、AEDの講習をどのような頻度でやっておられるか、このように、後、お答えいただきたいと思っております。

その点も消防署のほうで確認しましたら、コロナ禍にあつて非常に講習会というのが減つたと、

このようにおっしゃっておられます。当然のことながら、密集をする、たくさんの方が集まることの、今まで私たちの知っているのは、1つのそういうものを使ってやっていたのを、5体から6体ぐらいを持ってきて、参加する方の人数を抑えて、全員がそれを体験してもらうことが、今はそれを主にしていると、このようにおっしゃっておられました。

教育委員会のほうですけれども、学校の職員、あるいは生徒の方が、今お話したように、AEDの講習について、どのような形で、頻度で行っていただけるか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 教育委員会関係に限りますが、まず、学校関係でございますが、これまでに夏季休業中に、消防署、それから日本赤十字社等をお願いして、講師を招いて講習会等を過去に実施したことがございます。

毎年ではございませんが、学校教育課主催のステップアップセミナー等で、メニューの1つとして、今後また実施してまいりたいと考えています。

なお、社会体育、スポーツ関係の団体の関係の指導者についてでございますが、これについても、指導者資格研修会等で、講習のメニューに取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

では、お尋ねいたします。この大島庁舎、どこにAEDが設置されているのでしょうか。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 大島庁舎のAEDの設置場所でございますが、1階の玄関フロア入っていただいたところの、専用ボックスの中にAEDを格納しております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。この庁舎も、やはり人の出入りが多いということでございます。各庁舎においても同じことだと思いますけれども、そこですぐニュースになるのが、これは考えられないことなんですけれども、そういう心停止のときに、救急車が来ました。今、周防大島は10分ちょいかかると、ほかのところはもう少し早いそうなんですけれども、そのときに、使おうと思えば、考えられないんですが、救急車のAEDのバッテリーがなくて、使えなかったということが、よくニュースで見ます。その点の交換また点検等々について、令和5年の7月でしたか、そこまでの有効期間があるということですが、その点について、教育委員会のほうの所管でよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 教育委員会が管理しているAEDの数は、実は42台ございます。

その中で、大半のものなのですが、これについて、緊急時に使えないと、非常に困るということで、自動セルフテスト機能というものを備えておまして、要するに自動でチェックするというような機能を備えております。

そういうことで、当然緑色のランプが点灯しているわけですが、そういったものは、チェックしますが、基本的に機器で自動で使えるよう、きちんとした状態であるということについて確認ができるようになっていきます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

その他の職員の方々について、全搬ですけれども、各部署によって、先ほど申し上げました。AEDの講習というものは頻度、どういう形でされているのか、お答えできればお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、答弁させていただいたとおり、今、町が管理しているAEDについては、それぞれの所管の部署が適切に管理をしております。

講習等の頻度ということになりますけれども、例えば、総務課が所管しておるAEDにつきましては、防災センターのほうに1台設置をしております。全体の講習というか、そういったものについては、以前は町が主催しておりました防災訓練について、柳井広域消防署の方をお招きして、心臓マッサージ等をそういったことをやっておりました。

しかしながら、ここ1、2年は新型コロナウイルス感染症の関係で、そういったことを実施をしておりません。しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響がある程度落ち着きましたら、町の防災訓練等を開催して、その中で柳井広域消防署の職員の方をお招きして、心臓マッサージ、AEDの使用などを、職員のほうにも、参加をさせたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） AEDの講習会というのは、基本的に二通りのやり方がありまして、1つは、先ほど山中議員がおっしゃられましたように、柳井広域消防署にお願いをして行うという方法、それから、私たち健康福祉部で所管しとる、日本赤十字社に依頼をして行うという二通りの方法がございます。

私たちが管轄をしております。日本赤十字社の講習会の状況を御報告申し上げたいと思います。

令和元年度8回274名、令和2年度6回208名の方が受講をされております。これは小中学校、それから民間の団体も含んで、講習会を行っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） どうも御丁寧な御答弁ありがとうございます。

先ほども、事例を申し上げたとおり、このAEDを使って助かった学校の先生、これを使ったのが当然のことながら、そこの現場にいるのが、大人ではなくて中学生、中学生は僕らと違って、非常に機転が利く、すぐに行動を起こす、ゲームなんかやっていると、自分自身が何かをやるために、頭で考え、あんまりいい頭じゃないので、余計に時間がかかるんですけども、子供たちはすぐに行動を起こす、1回やったら覚えていると、だからこそ今回もAEDを使って、先生を助けることができたのではないかと、救急車が来るまでの十数分間、そのAEDを使った後に、心臓マッサージをすることができたんじゃないか、このように思っています。

私も、こちらに来てから、周防大島町に住んでからはそのような機会に、何回か、2年間に1回か、1年に1回、巡り会いました、この2年間は当然のことながら、コロナ禍でそのような機会にはあっていないんですけども、やはり後ろで心臓マッサージをやっているところを見てしまう。自分がそこに参加をしない、自分が同じように、そこに大きな自分の欠点がございまして、今、私がここにAEDを持ってきて、そういう状況になったから、じゃあ、山中さんということで、手を挙げてすぐに行動を起こすかといったら、絶対にできません。

これは何回も何回も、横から見ているだけであって、実際体験しないという、大きな、大きな欠点がございます。

是非、行政の方の中におかれても、特に役職持っておられる方が、そのような機会のときには、指示をされるわけですから、特に若い方も含めて、講習会での体験をお願いしたいと、このように思います。

2019年には、AEDの使用率が5%を超えていました。しかし、今はコロナ禍で2020年には4.2%と減少幅が、これまでの最も大きくなっています。

先ほども言いましたように、消防署の署長さんにお聞きしましたら、昔と違ってやり方も変わっているそうです。それからAEDを使う機関というのは、本当に聞けば聞くほど難しい、本当にずっとおれば使えないということで、おっしゃっている救命隊、救急車に乗っておられる方の救命措置について、深く深くありがたいなと、こういうふうに思っておりますので、どうか一人でも二人でも、AEDを使える職員の方が、議員、私も同じですけども、増えればいいなと、このように切望している次第でございます。

やはり応急手当の、救急車が来るまでのことが、時間が非常に大事になってまいりますので、あわせてこれを機会にAEDへの講習会と、自分が使えるかどうかということをお勉強いただければなど、このように思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8番、田中豊文議員。田中議員、午後と2つに別れてになるかも分からんけれど、いいですか。（発言する者あり）

○議員（8番 田中 豊文君） では、下水道の整備計画についてお尋ねをいたしますが、本町でも各地で下水道供用開始されて、生活環境の向上ということは、定住促進というまちづくりの観点からも、非常に重要なことだとは、認識しております。

今、久賀・大島地区の下水道の公共下水の整備計画が一部供用開始ということになりますが、久賀・大島地区の公共下水道、今日は例に挙げて、どこも、ほかの地区も同じ状況だとは思いますが、久賀・大島地区の公共下水道について、将来にわたっての経営的な、町民の方の、最終的には負担というものも懸念されるということがありますので、そうした観点から、総額で100億円を超えるという久賀・大島地区の公共下水道整備のあり方というんですか、意義について改めてお尋ねをいたしますので、まずは久賀・大島地区と町全体も含めて、下水道整備計画の意義について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の久賀・大島処理区公共下水道整備についての御質問にお答えをいたします。

下水道は、地域の健全な発展に不可欠な社会基盤であると考えております。下水道は、着実に整備をされ下水道（集落排水を含む）、この全国普及率は82.8%、こちらは令和3年3月末現在となっております。しかし、周防大島町の普及率は41.1%、こちらも同じく令和3年3月末現在であります。まだまだ低い水準でございます。

周防大島町では、これまで、生活環境の改善や公共水域の水質保全及び資源の循環利用を図るため、下水道等の整備を推進しており、地域の実情に応じて、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の実施により、効果的・効率的な整備を推進してまいりました。

下水道施設未普及地域の解消をすることで、普及率の向上を図り、下水道施設等集合処理施設の整備済地域との格差を解消し、周防大島町総合計画の基本目標である、自然と共生した快適であるまちづくりの施策の1つである、生活環境の整備を行うことで、間接的ではありますが、定住の促進にも寄与できると考えております。

久賀・大島処理区の下水道事業は、旧久賀町、旧大島町において、汚水処理施設整備構想で計画がありました、久賀地区、椋野地区、三蒲地区、小松地区及び小松開作地区を1つの処理区と

して、主要な幹線と終末処理場の整備を、過疎地域下水道代行事業で山口県にお願いをし、その他の整備を町が行うこととし、平成26年度から事業に着手しております。令和3年3月16日に、久賀、棕野及び三蒲地区で一部供用開始を行なっております。今年度も一部区域を供用開始する運びとなっております。

今後も整備が完了した区域から、順次供用を開始したいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと下水道の再質問をする前に、1点だけ新年度予算について、お尋ねをしたいと思いますのですが、というのが、今回、有識者懇談会という新規予算が計上されておりますが、委員会で明確な答弁がなかったんで、改めて、私はこの予算には賛成する意向ではあるんですが、何分、内容が不明確なままでは、賛成もできませんので、どういう予算の使い方になるのか、簡単で結構ですので、町長のほうから御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より御質問いただきました、新年度予算、令和4年度予算における、有識者懇談会ということで、有識者の皆さんに御意見をいただき、予算額が22万2,000円だったと思いますけれども、こちらは、町長私が新しく企画をさせていただいたものであります。

こちらは、いわゆる役場の常識、そしてまた世間の常識、こちらが社会と合っているかということ、いろんな皆さんの意見を伺うという場であります。

それが、私が想定をしておりますのが、町内に在住をしておられる、例えば民間事業にお勤めの方であったり、事業をされておられる方、そういった方にお話を伺って、コンプライアンスであり、働き方であり、またハラスメントのことであったり、いわゆる世間の今の常識、これ当たり前だよというようなことについて、役場の中で、年々行ってきた慣習といったものが、もしかしたらずれがあるのかもしれない、そういった気づきであり、発見であり、刺激を皆さんに持ってもらおうということ。

そして、また民間の皆さんにも、役場はこういうふうに見えるところがあるな、というようなことも示すことができる場になればよいなと思っております。

何分予算がそんなに多くはないので、回数も限られて、また人数も限られるところではありますが、これをしっかりと有意義な会にして、そしてしっかりと意見、そしてまた方向性を持って育てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それでは、下水道のほうの質問に入りますが、今回の質問にあた

って、私が疑問に思っているのは、いつ誰がどのようなプロセスで、久賀・大島地区の下水道計画を決定してスタートしたのか、そこを明確にしたいという気持ちなんです、それにあって、当時の地区説明会というのが、2012年から開催されています。1年ぐらいの間に。

この中に出てくるのは、もちろんその当時の町長とか幹部とかの発言なんです、まず最初に、町長の発言ということは、今の藤本町長も当然、それは承継されていると考えてよろしいのかどうか、そこだけ御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員御指摘の公共下水道の久賀・大島地区の事業を行っていくプロセスについて、前任椎木町長の取組についても、私も細かく資料をしっかりと拝読をしました。

その中で、当時椎木町長が、事業は行政主導で行う、そしてそのためには、やはり住民の皆さんのしっかりと意見を伺った上で、前に進んでいくという姿勢を示しておられますので、私もそれに沿って進めてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この説明会の資料の中、町長も見られたということなんですけれども、私が見る限り、非常に全体的に反対の雰囲気というか、意見が多かった。中でも棕野・久賀、棕野の説明会については、明確に反対も示されていると、棕野の住民は、全部、全員反対ですよというような意見まで出ていると、その中でも、同意を得られたと、棕野地区の今整備されております下水道処理場が、あそこの場所に整備するということは、地域住民の関係者の同意は得られているという認識でよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員、御指摘の久賀・棕野の処理場、棕野長浦に置くということについても、そのプロセスについて、住民の理解を得ておられるのかということにあたるのだらうと思いますけれども、私も資料を読ませていただいて、反対の意見、そしてこういったこと知りたいというようなことで、お話があったことも承知しております。

その中で、当時、椎木町長が、最後の段階に事細かく、皆様に説明を果されて、そして皆さんの合意を得られたと、私も認識をしておるところでございます。

そして、今、棕野長浦にある処理場の位置でありますけれども、いろんな候補地があつて、今のところになった。そしてまた、田中議員も御存じのとおり、あの地域が地滑りの地域であったりするわけでありますけれども、あれも県のほうと協議をして、意見をいただいて、そういった対策をしっかりと行うということも、説明をされておりますので、そういったところの説明責任は果たされておるのかなと認識をしておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が得ている情報というのは、この説明会の資料だけなんで、これ以外で、町から住民の方に、後ほど質問しますけれど、経営も含めて懸念というか、不安を持たれていると、その不安を払拭するために、住民の方に明確な情報提供というか、そういったものがされているのか、いたのか。

この説明会だけ見ると、結局不安とか、反対だとか、そういう意見しかない。それを払拭する情報提供っていうのは、説明というんですか、説明や情報提供というのは、この説明会以外で、地域の方に話されているということによろしいんですか。どういうふうな形で、それがされたのか、あわせて、されているのであれば、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

住民説明会は、数多くやってきてはいますけれども、中でも、反対の意見それぞれございました。賛否両論ございました。

主には処分場の位置の問題の反対が数多くございましたが、中には経営的なこと、あるいは将来的なことも意見はあったように、聞いております。

まず、最初に建設にあたっての事業費100億円に対しましては、それぞれの会場において、100億円のうち、2分の1は国の補助、50億円が国の補助。残り県代行、過疎代行とございますが、このうち10億円は県に補助していただく、残りの40億円については、起債、借金ですけれども、借金で賄っていく、さらに借金の中でも過疎債とか、下水道債という起債がございますが、これについては、また元利償還については、国のほうが約6割程度見ていただけたらというところで、実際に一般財源を、町が使うのが約15億円だろうということで、住民の方々には説明させていただいております。

また、将来の経営につきましては、御意見ございましたけれども、そのときには、お示しされてないんじゃないかと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとよく分かりませんが、要するに説明会、3地区で、小松開作、三蒲、椋野で順次やられています。小松開作も反対、三蒲に行っても反対、最後の椋野、私が見る資料の中では、印象としては、椋野しかないんだと、小松開作と三蒲は反対したからやめますと、やめますと明確には書いてないですけど、駄目という、じゃあ残りは椋野しかないから、椋野でやるんだというような感じで、椋野の住民の方も、新聞報道に出て知ったと、椋野に処理場を整備する。今から説明会かと、それは順番が違うんじゃないかと、ほかの地区が反対したのに、何で椋野はそれを受入れなきゃいけないのかというような、納得されていない声が非常に多い。

そこを納得していただけるような、説明をしたんですかという説明だったんで、財政的なものをどうこういうんじゃなくて、この説明会以外で、私この資料しか持ってないから、これ以外で住民の方に納得していただけるような、椋野地区で処理場を整備される関係の方に、この説明会で反対の意見が多かったことに対して、フォローはされましたかということをお聞きしたんで、そこをもう1回御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 御質問にお答えいたします。

椋野地区の反対の意見ですけれども、その前に、まず、小松開作から説明会が始まった経緯なんですけれども、下水道整備にあたりまして、一番大きな課題といえますか、これが浄化センターの処理場のその場所の位置決定が一番大きな調整が必要でございます。

やはりどこの自治体でも迷惑施設ということで、浄化センターの位置については、なかなか賛同が得られないということもございまして、ですが、町が小松、久賀、大島地区を一体化して、その下水道の処理場の位置については、計画を進めていくにあたりまして、候補地を10か所ぐらい選定されたと聞いております。そのうち絞って条件に合ったところを3か所に絞り、そしてまず最初、一番効率的でいだろうという小松開作のほうで説明会をさせていただいたところでございます。

ですが、その小松開作の予定地につきましては、一番その住宅に隣接した、住宅が密集したところがございまして、また、近辺に養殖場とかそういったこともございまして、地元住民から理解が得られなかったというところで断念いたしまして、次の第2候補であるところに説明会に行った次第です。

第2候補地は、同じく椋野の西ヶ原という消防署辺りの土地なんですけれども、そちらのほうで建設を予定するということで、地元住民にお集まりいただきまして説明会をしたところですが、やはりここにつきましても、近隣に住宅が特に近いということもございまして、なかなか賛同が得られなかった。それから、放流水につきまして、湾になっておりますので、そちらのほうでなかなか関係者から理解が得られなかったというところでございます。

残ります第3候補地が今あります椋野長浦の町の跡地でございます。ここにつきましては、当時、担当者は地滑りということがございまして、ここは優先順位を後にしておりました。しかし、ここは適地であろうということで第3候補にしておりましたが、地滑りでなかなかできないのではないかというような考えがあったのではないかと思います。

しかし、先ほど町長が申し上げましたように、県との協議の結果、何がしか対策をしっかりとやれば、そこは浄化センター設置は可能だろうという御助言をいただきまして、そちらのほうの方針を町が決めまして、椋野の地元の自治会の皆様方に御説明に上がった次第でございます。

地元の皆様方から反対の意見があったのは、以前、これは旧久賀町のことなんですけれども、旧久賀町では、その長浦一帯をリゾート開発ということで力を入れておりまして、当時の久賀町は地元の皆さん方に、多数の皆さん方から土地を譲っていただきました。その1つが今の長浦の浄化センターであると聞いております。

それは地元の元の地権者から見れば、町のリゾート施設のために譲ったものであって、浄化センターのために譲ったわけではないというところもございました。それで地元の方々は、やはりそういった説明をいきなり持っていきまして、そういった反対にあったというふうに理解しております。

ですが、最終的にいろいろ会議を重ねましたし、最後に当時の椎木町長も会議に出席いたしまして、いろいろとそのここに至った経緯なりしっかりと話をされて、まとまったというふうに理解しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 長々とありがとうございました。私が聞いたのはそういうことじゃないんですけれど、もういいです。

要するに、この説明会以降、町民の方に、その地元の方の合意を得るための努力をしているんですかというふうに聞いたんですが、2回にわたってその答えがないということは、していないということと受け止めさせていただきます。

では、その説明会の中で、例えば、処理場は迷惑施設じゃないと今答弁もありましたけれど、地域と共存できる施設にしたいとか、処理場予定地にチャレンジショップをつくり、にぎわいの場をつくる、これは前町長が名言しています。議事録の中に残っています。これについて回答はされているか、どういうふうに履行するのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 御質問に御回答いたします。

今のチャレンジショップのお話ですけれど、確かに議事録にそのようには載っております。当時、やはり地元からの要望もあったように聞いておりますし、しかし、今それをその後その経緯については、当時町長も検討はしてみたとは思いますが、やはり同じ施設が近くにグリーンステイながうら・長浦スポーツ海浜スクエアがございますので、その辺は内容がかぶってはいけない、競合してはいけないということで、今慎重な対応をしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それはどういう御答弁なのでしょう。はっきりとそのチャレンジショップを、処理場予定地にチャレンジショップをつくり、にぎわいの場をつくっていかうと考えていますと、ぜひとも迷惑施設であるということを払拭していただくようお願いしたいとい

うふうに、その会議というか説明会の中で答えているんです。

そのことについて、では、今でもその答弁は生きているということによろしいですか。検討をしたがリゾートと競合する、グリーンステイながうら・長浦スポーツ海浜スクエアと競合するの
でという御説明もありましたけれども、ではこの答弁自体は生きているのか、そうじゃないのか、
そこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時53分休憩

.....
午前11時54分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員に御指摘をいただきました先ほどの合意に向けるにあたっての
当時の椎木町長の言葉の中にありますチャレンジショップをつくりたいというようなことで、国
道沿いに駐車場があるのということで述べておられることは私も承知しております。

その言葉について、私も確認をする中で、まずこの土地自体が県の所有地であるということも
あります。ですから、それは当時椎木町長、このときこのように御発言をされたと思うんですけ
れども、またグリーンステイながうら・長浦スポーツ海浜スクエアとお店が競合するとか、そう
いったことも当時椎木町長がお言葉にされたので、それは当然検討されたことだと思います。

ですが、やはりそのグリーンステイながうら・長浦スポーツ海浜スクエアとの競合、また県の
土地であるということから、その話は検討の結果、そのままになっていると、実現をしていない
というようなことが一つの結論となっておるのかなというふうに認識しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、保留ということになるんですかね。

つくらないというわけじゃないけれど、なかなか難しいというような玉虫色の御答弁かと思
いますが、それにしても、もうこれ10年前の話です。だから先ほど聞いたように、この説明会以
降、町は何か地元で説明なり合意形成をする努力をしているのかというふうにお聞きしたの
ですが、要するに、その例えばこういう約束をしている、地元の方はそれができるなら、だからこ
今の、この当時の椎木町長が言っているように理解してくれと、迷惑施設であるということ
を払拭してほしいと、そういった賑わいの施設ができるから、それを受けて、その住民の方
がどうい
うふうに今思われているか分かりませんが、反対だったものが合意になった、地元合意が
図られたと、コンセンサスが得られたと考えると、ではこの約束をほごにするということ
はできないんじゃないかと思うんですが、今現在、検討されて保留になっている、宙ぶらり
んな状態に

なっているというのであれば、もう10年たっているんですから、地元の方に、今まで10年検討してきました。その結果、このときの答弁はこう変わりましたとか、まだ生きていますとか、もう3年時間をくださいとか、場合によってはもうつくりませんと。ここまで明確に約束しているのに、それをほごにするというのは、やっぱり相当の理由というのが必要だと思います。だから、それを理由を添えて、地元の方にもう1回説明しなきゃいけないんじゃないかと思います。

こういう約束で、これだけじゃないでしょうけれども、これを基に町は地元の方のコンセンサスを得たと受け止めている、考えているんでしょうから、じゃ、この約束を今、10年間保留のまままで済ませ、今後もずっとそのままおくということは行政の立場としてできないと思うんですけど、そこはどうお考えになりますか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員御指摘のとおり、まずこの久賀、そして大島の下水道の供用がはじまっています。そして棕野長浦の処理場が稼働して、皆さんの下水道の普及に役立っている、その今の現状を思いますと、この説明会があった中で、皆さんの思いの中で今この処理場ができて下水道が供用されているということ、これは地域の皆さんに大変ありがたい、お礼を申したい思いであります。

そして、この場所に迷惑施設であるからというようなことがありました。今、私の世代からこの下水処理場というものを改めて見直してみると、今、片添にもあります、そのすぐ処理場の近くに、今もうお店も普通にされております。そこに多くのお客さんが来られているというような現状もあります。

ですので、この下水道の処理場というものがいわゆる迷惑施設、そして環境に影響するというようなことは非常に少なくなってきているという現状なのかなというふうにも思います。ただ、この当時は下水処理場が我が地域に来るということは、ぜひとも避けたいというような思いも皆さんあられたんだろうと思います。その中で、受け入れていただくために、このチャレンジショップをというようなことで、当時椎木前町長はお話になられたんだと思います。

ですので、田中議員御指摘のとおり、これは椎木前町長がその思いをもって、このチャレンジショップのお話をされたことだと思いますので、これは私、椎木前町長をしっかりと引き継いで、この話はしっかりともう一度町のほうで検討をするというようなことを持たないといけないと思いますし、そして、この2013年9月に説明会があって、翌2014年、平成26年の4月15日に事業認可が出ています。

それまでの間に、その地域の方と町でどういった話があったのか、ぜひとも受け入れていただいてありがたいというような思い、そしてまた、こういうふう地域をつくっていききたいというお話をされておるとは思いますけれども、それがもし足りないということであつたら、これはま

た下水の供用がはじまるこの機会に、また皆さんとも対話をできればよいのかなというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 午前中の御答弁の確認なんですが、私はチャレンジショップをつくるほうがいいのか、そういうことを申し上げているんじゃないかと、つくるのであればつくるで、やっぱり議論が必要だと思います。

そうじゃなくて、やっぱりこの住民説明会で約束というか、答弁でやりますと言っていることをどう扱うんですかと。10年間そのままになっているから、ではどう扱うんですかということをお聞きしているので、対話が必要といった御答弁はありましたけれども、具体的に、例えばこのチャレンジショップ、検討するなら検討をするで、いつ頃までに検討しますということ、この説明会で説明したこと、だからこれを見ると、多分もう、すぐにでもできるというような受け止めだと思うので、だから処理場にも合意したと。

だから、それが変わっているんだったら、その変わったことを住民に知らせてあげなきゃいけないんじゃないんですかと、そこをどうしますかということなので、もう1つ議事録の中に、ちょっとこれは下水道とは直接関わらないんですけど、環境整備ということで質問があったと思うんですが、海岸清掃についてはどうしますかと、それは町で当然きれいにしなくてはならないと思っていますという答弁がされています。

これについては、ちょっとどこまでの範疇で答えられたのか分かりませんが、町でやるというふうに言われているんですけど、今やられているのか、町が主体的にその海岸清掃をやられているのかどうなのか、その辺をあわせて、さっき言ったチャレンジショップの問題にしてみれば、今後どういうふうに町民に説明していくのか、その部分とあわせて、その海岸清掃についての答弁も、どういうふうにしていくのかということをお答えをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 田中議員の御質問にお答えします。

海岸清掃のことですけれども、今現在、町が主体としてやった事業とかは今はございませんが、今住民がボランティアで清掃活動を行っております。このことに対しまして、あとのごみ回収なり処分については町のほうが担っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員御指摘の処理場の予定地にそのチャレンジショップをとということで、チャレンジショップをつくり、にぎわいの場をつくっていかうと考えていますという椎木前町長の言葉があったことについての御指摘であります。

これはやはりこの説明会、この椋野の長浦の処理場を建設するにあたり、こういった提案があったということですので、これは地域住民の皆様の前でお話になられたことですので、しっかり町としては受け止めなくてはならないことでもあります。

ですので、私も折おり通るときに見るんですけれども、景色も非常にいいところですので、チャレンジショップというような形、10年たつてさらに状況が変わっておりますので、こういった利用の形があるのかということをしっかり検討させていただいて、こういった施設、こういった広場、にぎわいの広場、楽しい広場にするのかということをも考えてまいりたいと思いますし、また、当然住民の皆さんにもまた御意見をいただきながら努めていければ、よい形になると思っております。

そして、海岸清掃の話ですけれども、私もちょっとこれがどの部分にあたるのかがちょっとすみません、すぐには確認ができなかったんですけれども、やはりこの海岸清掃というのは、私も昨日、白鳥議員のお誘いで行ってまいりましたけれども、やはり子供たちがこの海をきれいにする、そして海をきれいにすることは、山も、そしてまた自然環境もきれいにしていくということ、実際に体を動かすということはとても大切なことであると私も認識をしております。

ですので、町のほうでは率先して、その取っていただいたごみの処理を行っているというのが今の現状であり、本当は町のほうでということがありますけれども、なかなかそれは今のところ難しいところがあるのかなと思っておりますが、そういったごみ、環境の意識を皆さんと一緒に町もつくっていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） どういう検討をされ判断をされるにしても、きちんと、もうこの説明会の話で止まっているんですから、それはやっぱり地域住民の方に、その後の検討はきちんと情報提供というか、説明をしていく責任があると思いますので対応をよろしくお願いします。

それから、次に防災対策についてちょっとお聞きしますけれども、この説明会の中でも出ていますけれども、さっき御答弁にもありましたけれども、処理場が地滑り区域等になっていると、これは対策を講じてあるということだろうと思うんですが、どういう対策が講じられているのか、安全性はどういうふう担保されているのか、その辺をちょっと具体的に御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 江本下水道課長。

○下水道課長（江本 達志君） 田中議員からの御質問でございます。

これは浜田西地区という地滑りの区域内でございます。この浜田地区の地滑りというのが、グリーンステイながうらを含みます一帯で、かなり大きなものでございます。その中で全てがということではなくて、その中に11ブロック、危険であろうと県の砂防課が指定しているところがございます。

それで当の処理場、今、今回造成をして建設をしておりますが、その問題になる部分というのが北側、国道側に山があるんですが、その造成をするときに県と協議が必要だろうということでもございました。

それで具体的にということなので、通常、切土と申しますと1対1、45度でのり面を成型するというところでございます。ただ、県との協議の中で、将来的に物が建って、その災害等ということが懸念されるものではないということなので、1対1.8、30度以下で切ってくれということで、これが一番安価で経済性にも優れていると。

1対1で切って、45度で切って、そこに例えばのり砕工をやるとかということも考えられるんですけど、対策工をしなければいけないということもありましたので、1対1.8、29度、129度でございますが、その勾配で掘削をするということで、一部南側、ここはブロックにはかかっていないんですが、南側の斜面についても同じ29度、1対1.8ののり勾配で切る、造成するというところで砂防課との協議を終了して、同意を得て造成工事を行ったということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ということは、処理場が建っている地盤自体は、特に地滑りの危険性はないということではないんだと思うんですが、そういうことですよ。

この処理場の管路とかマンホールポンプとかそういったものも含めて、これは実際に設計震度というか、地震はどのぐらいの地震まで耐えられる設計となっているんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 江本下水道課長。

○下水道課長（江本 達志君） ただいまの御質問でございます。

具体的にそのマグニチュード何、8とかということではございませんで、例えば掘削して地震で被害が起こるとというのが一つは液状化というところではあるかと思っておりますので、それについては、例えば、今使っているのでいきますとリブ管といいまして、硬質塩化ビニールに突起物がずつついているような、これは非常に強度が強いという管を使用しているということと、それから、それに埋め戻すのは通常、砂で埋め戻したりするんですが、それを砕石、再生材の砕石で埋め戻すというところで、それでその地震対策を行っております。

これが指針に基づいて、例えば、埋め戻す泥も良質土なものでしっかり埋め戻してというのが、

その液状化に対する対策としては有効だということが言われておりますので、そのような対策をしているのと、それから、マンホール等のつなぎでございます。ここが地震のときに揺さぶられて、追従しなくて破損するというようなことがかつてあったということなので、そこに可とう継手といわれるゴム状の製品で管をしっかり固定して埋め戻すというような対策で十分液状化には対応できると考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） あれだけの処理場を造るのに設計震度がないということなんですか。耐震化は検討していない、考慮していないということなんですか。設計耐震強度は、設計上、今の時代にそういうことがあるんでしょうか、ちょっと素人なんで分かりませんけれども。

大丈夫だろうというんじゃ全然安心感が得られないんですよ。例えば、設計震度が7まで大丈夫ですからっていうのであれば、それ以上が来るかもしれません。でも、一応設計上そういう根拠があると思うんですけど、それがなければ、ちょっと不思議な気もしますが、あるのかないのかももう1度御答弁をお願いします。

それと、例えば管路とかマンホールポンプが寸断した場合に、その復旧、管路はそんなに時間かからないかもしれませんが、例えば管路が切断した場合、マンホールポンプが地震で例えば使えなくなったとか、そういった場合に、復旧するまでに大体どれぐらいの期間を要すると考えられているのか。それも含めて、その下水処理施設の防災計画というのはそれは策定してあるのか、あわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 江本下水道課長。

○下水道課長（江本 達志君） すみません、私の答弁足らずだったと思います。

建物については県の代行工事で県にお願いしております。それでその基礎、それから上屋の建物、それは現在の耐震基準に沿ったものだというふうな認識をしておりますので、地震で絶対に壊れないかということとはなかなか言えないかとは思いますが、今の耐震基準は十分満たしておるというふうに考えております。

それから管路自体、それとマンホールポンプというような、災害が起きて破損した場合ということでございます。これについても、今の耐震の指針ということで設計しておりますので、絶対ということは言えないんですが、かなり対応力はあるかと、耐震は持っておるというふうな認識をしております。

万が一、例えば壊れたということであれば、下流の例えば圧送先の管路が生きるのであれば、そこをバキューム車なりで運搬するか処理場まで持ってくるということは考えられようかと思っております。それから仮設のポンプなりで圧送するという事も考えられるかと思っております。

それから、今の復旧までにどのくらいかということでございますが、一応BCP、業務継続計

画というのを策定しておりますので、おおむね1か月をめどに、それで全て本復旧までというのは、災害の状況にもよりますので、1か月で全てということはなかなか被害状況にもよりますのでどうかとは思いますが、おおむね1か月をめどにということで、なるべく早い復旧をと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 現在の耐震基準はクリアできている、それはそうでしょうけれど、だからそれが震度がどれぐらいまで耐えられるのかというのは説明できないんですか。設計震度というのがあると思うんですけど、今手持ちの資料がなければ、それはそれでも仕方ありませんけれども、大体感覚として持ちこたえてるんじゃないですか、担当レベルとして。そこを私は聞いているんですけど、耐震基準がでは幾らなのか、現在の耐震基準が震度何まで耐えられる耐震基準なのかというのを御答弁いただきたいと思います。

それから、財源というか経営のほうに移りますけれど、ちょっと1点だけ。

要するに現状、その細かい数字のところはいいんですけど、全体の経営の中で収益率がどれぐらいあるのか。今後、例えば供用が100%、加入率が100%になった時点でその収益がどれぐらいになるのか、そういうふうに見込んでおられるのか、そこを御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 江本下水道課長。

○下水道課長（江本 達志君） すみません、耐震のほうについてはちょっと資料を持ってきておりませんので、確認をしてまた答弁をさせていただきたいというふうに思います。

それから経営のほうについてでございますが、令和2年度、令和3年度からの10年間で経営戦略というのを策定しております。それでこの収支でいきますと、令和12年度でございますが、これで全体で料金収入1億5,000万円、今が今年の予算で1億800万円なので約4,200万円程度増えるだろうと、供用開始が増えていきますので増えていくだろうというふうに思っております。

それから、もう1つその経営の指標といたしまして経費回収率というのがございます。これは今公共下水道なんですけど37%というところでございますが、これを何とか50%にしたいと考えております。この経費回収率は何かと言いますと、下水道使用料を汚水処理費というので割った数字ということでございますので、掛ける100%でございますが、これで何とか半分には持っていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、今でも一般財源を繰入れしていますけれども、その一般財源の繰入れが今何%で、将来100%の加入率になったときにどれぐらいになるのか、何%ぐらいになるのか、そこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 江本下水道課長。

○下水道課長（江本 達志君） ただいまの御質問でございますが、今年度予算、収入として1億800万円というところで、支出のほう約9億円、そのうち現金を伴わないものがございまして、減価償却費でございますが、それを除いて約4億円そこらでございますので4分の1程度かというところでございます。

それから令和12年度でございます。先ほど1億5,000万円というふうなお話をさせていただきましたが、それで経費といたしましては8億5,400万円程度を見込んでおりますので、これから減価償却費、現金が動かない支出でございますが、それが約5億6,000万円ぐらいでございますので、約3分の1程度だというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私がお聞きしたのは一般財源の負担率がどれぐらいになるかと、何%ぐらいになりますかということをお聞きしたので、端的に、現在が例えば何%、将来加入率が100%になったときには何%になりますと、大差ないのかもしれませんが、要するに、その一般財源が今でも相当の規模で一般財源の繰入れをしているということは、受益者以外の方の町民の全体の負担が大きいということになりますので、そこをやっぱり単に不足しておるから一般財源を繰り入れればよいというものじゃなくて、公営企業なんですから、まずは原則としては独立採算、それはちょっと遠い理想の話かもしれませんが、それでもやっぱりそこは考えなきゃいけないと。

では、一般財源の負担がどれぐらいになりますかというのは、ちょっと端的に答えてもらわないと話にならないんですけど、もう最後ぐらいですか、もう1回最後に御答弁をいただきたいと思います。

その経営について要するに、もう1回自主財源、その収益が現在と将来の加入率100%になったときに、どれぐらい上がるのか、一般財源の負担率が現在と将来でどれぐらいになるのか、その加入率100%の段階です、それで御答弁をお願いしたいと思います。

それから、最初の質問の趣旨でもあるんですが、要するに、今から供用開始もはじまって、もう説明会自体が町民のコンセンサスを得られていないと私は感じるんですよ。それでこういうふうに、もう独立採算でやっていけるならいいんですけど、結局一般財源を投入しなきゃいけない、それが主体になっていると。であれば、やっぱり町民の方にきちんと情報提供というんですか、説明をする責任があると思います。

これから部分的に供用開始されていくのかもしれませんが、例えば、久賀・大島地区でいえば、この小松の区域がいつ頃供用開始になるのかとか、細かいところまでは決められないかもしれませんが、予定できないのかもしれませんが、現時点で大体いつ頃には公共下水

道は使えますよというのは、やっぱり町民の方に知らせる責務があると思うんです。だから、そこら辺の情報が非常に不足している。

その根源は、最初に申し上げましたように、この町民のコンセンサスが得られていないんじゃないかというところにあると思いますので、それも含めて、今後チャレンジショップなり、そういうにぎわいの施設を検討していくということを実行するにしても、言い戻すにしても、そこはまず関係住民の方に説明しなきゃいけない。状況の変化でこう変わりましたよということはきちんと説明して、町民の理解、コンセンサスを得なければならない。

今の経営についても、将来こうなりますよというようなことは、きちんと情報として説明しなければならない。実際に使えるのが、この地区は大体いつ頃になりますとかそういったことも、今の現時点でいいですから、もちろん将来変わっていくかもしれませんが、現時点で分かっている段階でどういう計画であるのか、それを最後に御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時 28 分 休憩

.....

午後 1 時 40 分 再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江本下水道課長。

○下水道課長（江本 達志君） 田中議員の御質問でございますが、令和 4 年度の繰入金約 3 億 8,800 万円でございます。これは、補助金としていただくものでございますが、それが令和 12 年、経営戦略でいく一番最後の年ですが、それが 4 億 5,600 万円程度と予測をしております。これは一番増えるだろうというところが、令和 10 年で 4 億 9,300 万円程度というふうに試算をしておるところでございます。

それから、先ほどの耐震の話でございます。6 強以上の震度でも耐えられるという設計になっておるといってございます。

それから、最後に供用開始でございますが、段階的に供用開始は行っております。小松地区については、令和 5 年度に繰越しになるかも分かりませんが、ポンプを据えるというところにしており、県の代行事業をしておりますので、商船から上というか、北側といいますか、それは令和 5 年から令和 6 年ぐらいだろうというふうに思っております。

それから、久賀については順次、県の代行のほうも進んでおりますので、少しずつではございますが、最初のマンホールは令和 5 年には建設できるというふうに聞いてはおりますので、令和 5 年から令和 6 年ぐらいというふうに思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの地震の耐えられる震度ですけれども、今の耐震基準でいきますと震度6強から震度7程度までなら耐えられるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、小田貞利議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 3点質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策であります。国は事業復活支援金を令和4年1月31日から受付を開始し、県もオミクロン集中対策支援金の申請受付を令和4年3月7日から開始いたしました。本町においても何らかの補正予算、経済対策が盛り込まれると期待しておりましたが、補正予算にも対応されておらず、新年度予算にも計上されておらず、新型コロナウイルス感染症関連の1億6,000万円という予算が浮いているような状態であります。

ウクライナ情勢も相まってコロナ禍の中、原油の価格も1バレル130ドルに届く原油高、現在90ドル台ですが、それにしても令和3年11月の60ドル台から比べて30ドル上がっていて大変経済活動は厳しい状態です。このような中で、タイムリーな予算出動が必要だと思っていたんですが、なぜ遅れたのか、なぜこの補正予算が組めなかったのか、その辺について、ぜひ御意見を聞かせていただきたいと思えます。

2点目の、電力の自由化に伴う町の対応についてお聞きいたします。

2016年電力の自由化になりまして、2年後の2018年に一般質問をさせていただきました。その当時の答弁は、2020年問題もあってなかなか進まないというような変な答弁でしたが、翌年に高圧の電力については入札等を行って2,000万円前後経費が削減したというふうに記憶しております。それから3年たっているんですが、低圧については何の進歩もないということで、再度質問をさせていただきました。ぜひ、経費節約をやらなくちゃいけない時期に来ておりますので、そういったことに積極的に取り組んでいただきますとともに、今、自由化で各地方自治体が電力会社になるというところが全国でも何か所か出てきております。

山口県も宇部市かどっか多分、電力会社と提携してやっているところがあると思うんですが、今、単純に太陽光発電100キロのパネルを載せるのに約1,500万円ぐらいの金額がかかります。大体、年間で11万キロぐらいの発電をするわけですが、それを11万キロ全て、今、中国電力、どこで買っているか分かりませんが、大体23円前後の電力を供給してもらって使っていると思いますが、それを計算すると年間250万円分ぐらいの電力を作ることができる、1,500万円の投資で。

それは20年間持つわけですから、5,000万円の電気代を1,500万円で賄える。もうや

らない手はないんじゃないかと思うんですが、こういうことを積極的に考えていただいて、さらには、もし可能であれば、町の電力だけではなく余った電力を町民に還元するなり、今年からふるさと納税の景品として電力で返すというのも、多分できるようになっているというふうに聞いて、いろいろなバリエーションも考えられると思うので、ぜひ積極的に藤本新町長として、積極的に取り組んでいていただきたいと思っております。

最後に、下水道事業ですが、今、大変白熱した議論があったわけですが、ちょっと二番煎じになって大変申し訳ないんですが、この質問も3回目です。

1回目は、もう10年近くなるんですが、検討させてくださいということで、2回目の質問をしたときに椎木前町長が、合併処理浄化槽の補助金を上乘せしてくれるということで進んでおりました。しかしながら、先ほどからもありましたように、下水道事業事態に多額の町費が入っている。実際、まだ30%そこそこの利用者しかないのに、令和4年度予算に9億円あまりの金が一般会計から入っている。しかもその維持経費の部分が4億円近い金を使っている。約4,000世帯ぐらいで計算すると1世帯に10万円ずつ毎年負担をしている。それを普通の合併浄化槽しかできない世帯は全部自分でやっていくと、あまりにも公平性がないんじゃないかということですので、ぜひその10万円を使うなというわけではないんですが、もうせめて経費負担がないぐらいのところまで考えていただきたいと思っておりますので、以上3点をよろしく御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） まず、小田議員の新型コロナウイルス感染症対策（経済対策）についての御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、全ての町民の経済活動に大きな影響を及ぼし、加えて原油価格の高騰は、経済活動の再生・拡大に更に大きな打撃を与えております。

こうした状況にあって、町としての経済対策の実施は急務であると認識しており、特に燃料油価格の高騰は、農業や漁業をはじめとする産業の事業経営を圧迫する要因となっておりますので、支援の早期実施に向けて具体的な支援策の検討を進めております。

また、国や県においても、原油価格高騰に対する緊急対策や、中小企業対策、業種別対策等を実施しておりますので、国や県の支援策についても活用していただけるよう、町民の皆様へ周知に努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 次に、小田議員の電力の自由化に伴う町の対応についての御質問にお答えいたします。

はじめに、電力小売の自由化につきましては、平成12年に特別高圧区分からはじまり、平成

16年、平成17年には高压区分へ拡大され、平成28年4月からは低压区分においても電力会社を自由に選べるようになったところであります。

電力の事業者につきましても、増加してきており、登録小売電気事業者数は令和4年3月4日現在で749事業者となっております。

御承知のとおり本町におきましては、高压電力施設を対象とした見積徴収を令和元年度から実施し、中国電力を含む数社から毎年見積徴収し、最低価格を提示した電力会社と1年単位で契約を結び電力の調達を行っているところでございます。

高压電力の契約件数は、令和元年度は41件、令和2年度、令和3年度とも42件で、これらには下水道施設も含まれております。

高压施設の電気料の推移をみますと、平成30年度に約1億2,600万円あった電気料が、見積開始後の令和元年度は約2,100万円減の1億500万円、令和2年度は、約1,400万円減の9,100万円となっており、毎年削減が図られております。

しかしながら、令和4年度分の見積徴収にあたりましては、原油高騰による影響なのか、各社の見積額は昨年度より上昇傾向であり、また、見積を辞退する会社もありましたので、今後の動向を注視する必要があります。

さて、御質問のありました低压電力の入札についてでございますが、高压電力のように数社の電力会社から見積徴収することは可能と考えております。しかしながら、実現に向けては、幾つかの検討等が必要となってまいります。

電力契約は、施設設置等の際、それぞれの管理部署において申し込みをし、契約を行いまして、毎月の電気利用明細の確認、支払処理を行っております。

本町の高压電力施設以外の件数は、公衆街路灯、従量電灯、低压電力などがあり、正確な件数は把握出来ておりませんが、約1,500件程度あるのではないかと考えられます。したがって、まずは実態把握のため、それぞれの施設の管理部署において、電気使用量や電気料金、利用状況等を改めて整理し、見積対象施設の選択を行う必要があると考えております。

その後、例えば、観光施設関連、教育施設関連、上下水道施設関連など、ある程度グループ化した上での、低压電力施設等における複数見積徴収の実現を検討してまいりたいと思います。

次に、町自体が電力会社になれば、使用電気料金の軽減につながるという御提案ですが、遊休地や公共施設の屋根への自家発電型の太陽光発電設置で発電した電力を活用することにより、町の電気料削減につながるという意味合いであると思います。

町としても省エネルギーや電気料金のコスト削減に向け、あらゆる方策を考える中、こうした発電設備の設置により予算の削減につながるものであれば、これを検討するのも選択肢の1つであろうと考えております。

また、SDGsの視点からも脱炭素社会実現に向けて、太陽光発電のような再生可能エネルギー導入の検討が必要だと考えられます。これは町総合計画の中でも盛り込まれている内容でございます。

太陽光発電の設置にあたっては、環境省等の公共施設への太陽光設置に係る交付金として、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が対象となります。なお、交付金の申請に際しては、複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出を行った上で、再生可能エネルギー発電設備を一定以上導入する等の条件があり、交付金の採択にあたっては、脱炭素先行地域として他市町と比較して先進的な取組が求められます。

いずれにいたしましても、太陽光発電整備の実施にあたっては、町全体の公共施設に係ることでございますので関係部署と連携し、調査、研究を行った上で、今後、検討してまいりたいと考えますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 次に、小田議員の下水道事業についての御質問にお答えいたします。

周防大島町では、生活環境の改善や公共水域の水質保全及び資源の循環利用を図るため、下水道等の整備を推進しており、地域の実情に応じて、特定環境保全公共下水道事業、集落排水事業及び合併処理浄化槽設置補助事業の実施により、効果的・効率的な整備を推進しております。

特に、集合処理の事業実施が見込めない、中山間地域において合併処理浄化槽は、汚水処理人口普及率の向上に貢献していると思っており、令和3年3月末の合併処理浄化槽の普及率は23.7%となっております。一方で、集合処理区域と合併処理浄化槽補助区域との格差があるとの意見があることも承知しており、その格差是正として、平成29年度から、周防大島町独自の設置嵩上げ補助を国庫補助金に上乗せして実施しています。

内容としては、5人槽で26万7,000円、7人槽で35万1,000円、10人槽で54万8,000円を限度額として、国庫補助分に上乗せしております。

御質問の趣旨としては、更なる格差是正、不公平感の解消の措置をとということでございますが、久賀・大島処理区が一部供用開始になりましたが、集合処理の普及率は41.1%（令和3年3月末現在）となったところでございます。

町といたしましては、合併処理浄化槽を使用している方に、不公平感があるということは十分認識をしておりますが、集合処理の普及率の動向を注視していきたいと考えており、維持管理の助成額、助成対象者などあわせて検討してまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 前向きな検討をしていただけるというふうに理解をしたいと思

います。令和4年度予算を見て質問した内容であります。令和4年度に検討していただいて、来年度何らかの形で効果が出るようなことを期待したいと思います。

先ほどの総務部長の答弁で、先進的な町になるのも条件というようなことがありましたが、ぜひ、藤本町長には先進的な町になるための方策がSDGsもそうですし、5Gもそうですし、そういうことをやらないと椎木前町長が心配しておった限界集落消滅集落というのが現実味を帯びてくると思います。積極的にそういった国の予算を取り入れていただいて、それが、本当に周防大島町が生き残る道だと思っておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、小田貞利議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時00分休憩

.....

午後2時11分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 改めまして、白鳥です。質問に先立ちまして、昨今のウクライナ情勢などをニュース等で見るにつけて、特に今私たちがこうやって日々の暮らしの中の課題を取り上げ、皆さんと議論を重ね、未来につなげていける環境に対して、改めてありがたいことだと感じております。今回も質疑の機会をいただいたことに感謝し、質問に移らせていただきます。

今回、私は大きく2つの質問事項を提出させていただきました。

1つは、町外の高等学校や町内の高等専門学校に通う町民への支援は。2つ目は、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への支援体制を、ということでございます。

具体的な内容に移らせていただきます。

まず、1つ目の質問です。

町外の高等学校や町内の高等専門学校に通う町民への支援についてです。

令和4年度の予算編成における施策方針の中で、藤本町長は子育て・教育支援を重点施策の一つに挙げられました。また、山口県一の子育てしやすい制度と環境をつくりたいという意気込みも語っておられました。そのための施策の柱を、安心して出産できる環境づくり、子育てしやすい環境づくり、教育支援と3つの分野に分けて具体的施策を示されました。これについては私も

大賛成です。本町の町内には産科医がおらず、子育て世帯が近くに少ないなど、世間一般的に言って子育て環境の条件が不利なこの周防大島町ですが、出産・子育ての環境づくりについては、親子とも心身健やかに安心して過ごせるよう福祉的側面からの支援制度を整えていこうという姿勢が施策からも感じ取れております。

一方、教育支援について具体的施策を見ますと、ICT教育の支援、英語教育の提供に努め、国際理解を深める教育とグローバル人材育成のための教育を充実させる、郷土愛を育む機会をつくる、近隣の高等教育機関と連携して地域の活性化と相互の発展に取り組むとあります。

また、令和4年度は東和地区の小学校統合にかかる校舎の改造、校区の広域化に伴うスクールバスの整備も予定されています。近年、小中学校の統合が進んでいますが、町内のどこに住んでいる子供も等しく学校に通学できるように整備しようとされていると思います。

ここでまず1点目の質問といたしますか、確認事項としまして、町長が考える子育て教育支援を行おうとする対象者は何歳までを指しているのか、お考えをその理由とともに伺いたいと思います。

なぜそのような分かったようなことを聞くのかとお感じかと思いますが、それは本町の高校生への支援施策が公平に行われていないと感じるからです。

今回改めて本町の高校生に対する支援を予算書から一部拾ってみました。3つあります。1つは離島高校生修学支援費補助金、2つ目は周防大島高等学校通学支援費給付金、3つ目は周防大島高校を支援する会補助金、この3つです。

1つ目は、離島である浮島から高等学校に通うための船代や下宿代の一部補助で、離島振興という視点から国や県の補助金も投入されており、令和4年度で言えば予算額72万3,000円のうち、町の持ち出し部分は18万2,000円となっております。

2つ目は、周防大島高等学校に通学する生徒の通学費の一部を補助するもので、予算額450万円となっております。これは町民かどうかの区別はなく、必要な方に交付されており、経費は同名の基金から充てられております。

3つ目は、周防大島高校を支援する会への補助金1,180万9,000円、周防大島高校を支援する会が町からもらった補助金を使って具体的に支援事業を行っているというふうに理解しております。

一方、令和3年度から10年間のまちづくりの指針である総合計画をつくる際に、令和2年に行われた町民アンケートの中で、本町の住みにくい点として交通の利便性が悪い点を66.2%、通勤・通学に不便な点を24.9%の方が挙げておられました。

ちょうど先日、町の広報と一緒に公共バスの時刻表が全戸配布されていたので、通学するという視点でそのダイヤを見てみると、通学経路の一部または全部について不便が生じているな

あと確認できました。

これらの状況を踏まえ、3点質問いたします。

教育委員会所管の周防大島高等学校通学支援費給付金事業の目的と事業内容を教えてください。

2つ目は、総務課所管の周防大島高校を支援する会の設置目的と、これまでの取組と成果を教えてください。

3つ目は、これまで公共バス路線の変更やダイヤ改正にあたり、通学利用の視点から町のほうから事業者に対し具体的な要望や提案をしてこられましたでしょうか。また、令和4年度に策定予定の地域公共交通計画では、高等学校等への通学手段としての公共交通のあり方についても考慮される予定でしょうか。

以上、この項目については4つお答えいただけたらと思います。

続きまして、もう1つの質問に移ります。新型コロナウイルス感染症自宅陽性者等への支援体制をとということです。

今回の質問は、昨年6月に行った一般質問に関連して、具体的な提案を添えて再度質問させていただきます。

昨年6月当時は、新型コロナウイルス感染症第4波の収束が見えてきた頃だったかと思います。私は厚生労働省の公表データや県庁担当部署への聞き取りから、県内でも自宅療養されている事例があるという状況に基づき、今後もし町内で自宅療養者が出た場合の支援、例えば食料を届けたり、子育て用品を届けるといった支援体制を考えていますかと、そういった内容を伺いました。そのときの回答は、町としては、県の公式発表では自宅療養はないという認識なので、そういう準備は現在特に行っていない、そういうものでした。

現在、山口県はまん延防止等重点措置が解除されておりますが、本町においては新型コロナウイルス感染症オミクロン株とみられる感染者の発生がまだ続いております。今回の第6波では、軽症・無症状の方については自宅療養するという対応が全国的にも進められ、山口県も今年の1月13日には軽症・無症状の感染者は自宅療養を基本にすると発表されました。新型コロナウイルス感染症オミクロン株への置き換わりが進んで、軽症・無症状の感染者が大半を占めることから、自宅療養を基本とすることで一般医療との両立を図るという説明が県のほうからはありました。

そして、本町においても、このたびの第6波では自宅療養される方が実際におられたと伺っております。6月時点と現在とでは新型コロナウイルス感染症のまん延状況が大分異なっています。

外出が制限される自宅療養者へは、これまでも県のサポートが用意されています。これは本人が希望すれば常温で保存可能ないわゆるレトルト食品、こちら10日分と衛生用品が自宅前まで届けてもらえるというものです。

一方、自宅療養は無症状・軽症の方に限られるということですが、聞くところによると軽症といっても酷いインフルエンザのような、それよりも辛い症状があるということも様々な方面から伺っております。そのようなときに何でも喉を通るというものでもないと思いますし、新鮮な食べ物やふだんから食べ慣れているものこそ欲しくなると思います。

よその自治体と比べるのもなんですが、念のためほかの自治体がどのような取組をされているか、少し調べてみました。全国の自治体でそのような食品を届けるといったようなサポートが用意されておりますが、県内でも萩市では、今年の2月1日から社会福祉協議会が自宅療養の市民からの要請により買物代行サービスを実施されています。この仕組みは必要とする方が社会福祉協議会に電話をして、社会福祉協議会では聞き取りを行って買物し配達、料金は回復されてから後日精算という流れになっており、サービス料の個人負担はなしとなっております。

現在、本町においては、自宅療養となった場合は近くに住む親族や友人、御近所の方をお願いして必要なものを届けていただいているというのが現状です。しかし、いまだ感染を周りに告白しづらい方もいらっしゃる、頼れる親族が近隣にいらっしゃる方ばかりでもありません。

本町にも社会福祉協議会があり、ふだんから様々な福祉サービスを行っておられます。お年寄りをサービスの対象とした住民参加型の有償ボランティアサービスもあります。これは町民の中でお手伝いをしたいという方がボランティアとして登録し、要望に応じて草刈りやごみ出し、買物代行などを行うものです。社会福祉協議会に事前にお話を伺いに行ったところ、現在のこの仕組みの中でも後日清算でお年寄りに対しての買物代行サービスはできるだろうということでした。ただし、有償ボランティアなので、多少の利用者負担が発生します。

現在の第6波が収まったとしても、またいつ次が来るか分かりません。新型コロナウイルス感染症陽性となった誰もが安心して周りの方々に頼れるようになるのも、もう少し時間がかかるのではないかと懸念しております。

こういったことを踏まえて今回提案させていただきたいことが、町と社会福祉協議会で協議いただいて、有償ボランティアの買物代行サービスの利用者対象をお年寄りだけではなく自宅療養者に拡大し、またそのときの利用料を町が負担するという仕組みづくり、こちらについてです。国から本町に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,322万2,000円のうち、1億6,188万5,000円はこれから活用を検討し、令和4年度の早いうちに補正予算を組んで適切に対応していくと、予算の説明の中でもお伺いしております。どうぞ誰一人取り残さない地域社会の実現に向けた新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、こういった仕組みづくりを御検討いただきたい、そう考えておりますが、執行部のお考えを伺わせてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員の町外の高等学校や町内の高等専門学校に通う町民への支援についての御質問にお答えいたします。

はじめに、町が施策を考える際の子育ての対象となる子供の年齢についてでございますが、児童の定義で申し上げますと、児童福祉法では満18歳に満たない者が児童となっていることから、基本的にはそのように考えております。

しかし、既に職業に従事されている方、また自立をしておられる方もあり、支援のあり方は慎重に考えるべきものと考えております。

次に、周防大島高校を支援する会の設置目的とこれまでの取組及び成果についてでございますが、山口県立周防大島高等学校は平成19年に開校されましたが、開校以来定員割れが続き、今後も少子化のさらなる進行により入学者の減少が懸念されることから、平成24年6月に周防大島高等学校の教育環境を支援することを目的として周防大島高校を支援する会が設立されたものでございます。

当会がこれまで取り組んでいる事業につきましては、学校寮の利用者に対して寮費の助成を行うことや、進学への受験対応や、日頃の学習について指導や助言を受けるための学習合宿に係る費用の助成、通信講座受講に係る費用の助成を行っております。

また、昨年4月に周防大島町、山口県立大学及び周防大島高等学校とが包括的連携協力に関する協定を締結しており、協定により令和4年度には1、2年生を対象に、山口県立大学の施設見学等に係る費用の助成も計画をしております。

成果といたしましては、入学者数の減少は続いておりますが、減少幅は緩やかなものとなっております。大学等に進学される割合は周防大島高校を支援する会設立当初に比べ高いものとなっております。これらは全てが周防大島高校を支援する会の支援による成果とは思いませんけれども、その一助にはなっているものと考えております。

次に、教育委員会所管の周防大島高等学校通学支援費給付金事業についてでございますが、本事業は山口県立周防大島高等学校の存続・発展を図ることを目的とし、周防大島町奨学資金貸付基金の財源を1,000万円残し、その超過する財源を原資として、平成28年度に基金を創設し、はじめた事業であります。

事業内容は、周防大島高等学校に在学している生徒を対象とし、通学費の一部について年額5万円を上限として、路線バス等の公共交通機関の通学定期券購入費の3割の額を、生徒の保護者に対し給付金として助成をするものです。

また、過去の公共交通バス路線の変更にあたり、通学利用の視点から町として要望をしたかという御質問でございますが、防長交通株式会社が運行する公共交通バスの運行形態の変更として、

平成19年度に白木線が、令和2年度末に平野・油宇間を廃止するようになったため、路線の存続を目的に町がスクールバスを運行することにより、一般の方も乗車可能な混乗路線として引き継いでおります。

存続した2路線の運行については、小学校の始業時間や終業時間に合わせることや、防長バスと調整をし乗り継ぎに配慮すべく時刻表の設定を行いました。が、高等学校や高等専門学校を対象とした通学利用の要望をしたことはございません。

最後に、令和4年度の地域公共交通計画にあたって、高等学校・高等専門学校への通学手段としての公共交通のあり方も考慮されますかという御質問ですが、このことにつきましては、本計画を策定するにあたりまして、町内の高等学校・高等専門学校へ通う生徒や町外へ通う生徒を対象とした利用実態や公共交通サービスに対する意見等を調査把握することとしています。

また、この意見・調査等を活用しまして、全体の運行計画や路線見直し等を検討していく予定です。

したがって、通学手段も考慮された形の地域公共交通計画を策定できると考えております。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 白鳥議員の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への支援体制についての御質問にお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者につきましては、先ほど白鳥議員さんからもございましたように、令和4年1月13日の山口県知事の会見でありましたように、新型コロナウイルスオミクロン株の特徴を踏まえた療養体制の見直しにより、緊急対応といたしまして自宅療養を導入するということが発表があったところでございます。

県におきましては、これまで入院や宿泊療養を基本とした療養体制で対応してきたところではあります。が、救急等の一般医療とこの新型コロナウイルス感染症医療の両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症患者に応じた治療または療養体制を確保し対応しているところでございます。

なお、陽性者に対する食料など日常的な必需品の配送は、感染症法に基づきまして県が対応することとなっております。また、外出自粛をしている濃厚接触者につきましては、感染予防対策を講じた上で、近距離で短時間での買物は認められております。

本町におきましても、濃厚接触者の個人情報提供されないことがないこともありまして、現状では濃厚接触者に対しての支援等は特に行っておりません。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

まず、高校生の通学についてのことですが、令和4年度策定予定の地域公共交通計画のほうで

は意見を吸い上げてなるべく使えるように検討していきたいということでしたので、ぜひいろいろな学校に通われているいろいろな地域の方がいらっしゃいますので、そういった方々の意見を漏らさず拾い上げて検討の場に乗せていただけたらと思います。

また、本町の中で1つとなった高等学校が周防大島高等学校です。少子化の影響が顕著な本町においても、これからもこの高等学校を守っていくために、県も町も町民の方々も様々な面でサポートされているということはよく分かります。地元の子供さんにとっても、育ってきたこの自然環境の中に家から時間的距離も近いところにある高等学校がある、あり続けるということはとても大切なことだと思います。

一方、町外の高等学校や大島商船高等専門学校に進学される方もかなりの割合でいらっしゃいます。周防大島高等学校に通う場合にはバス代などの交通費に対して補助がある。それは町外から通う生徒に対してもある。一方、ほかの学校に通う場合は交通費は全て自腹となっているのが現状です。

JR大島駅までのバス定期券について確認してみましたところ、防長バスの学生フリーパスという学生用定期券がございます。こちらですと1か月1万3,500円、これで周防大島から柳井、田布施、光、室積まで広い範囲で乗り放題という形になっております。

一方、これよりも通常の学生定期のほうが安くなる区域がどの辺りまでかといいますと、北側は周防東浜という三浦にあるバス停まで、南側は明新橋という明新小学校のところにあるバス停までになります。これより島の大島大橋から離れたところの学生は1か月1万3,500円バス代にかかっているということになります。

平成30年の文部科学省の調査によると、高等学校の通学費は公立高等学校で平均年額8万円弱、月平均に直しますと7,000円弱ということです。それよりも大分高いというのが現実です。

中学校卒業後の進路はそれぞれの学びたい環境、学びたい分野、将来の目標によって学校が選択されます。中には子供の進学を考えて、中学校入学のタイミングや高等学校入学のタイミングで家族ごと町外に転居する御家庭もあると聞きます。周防大島町の地理的条件を変えるわけにはいかないので、置かれた条件の中で試行錯誤しながら、家族や友人と子育てをしたり、学校への送迎をしたりと乗り越えているというのが現状だと思います。

子育て世帯が安心して暮らし続けられるよう、選択肢が広がるような制度を整え、高校生になってもこの地域で自分らしく暮らしていける環境づくりが必要だと考えます。その1つとして、通学先を問わず、町内在住の高校生、高等専門学校生の通学費の一部を助成する制度があるべきと考えますが、これについて執行部のお考えを伺います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、周防大島高等学校のみ通学支援費という制度をつくった理由ということですが、今議員がおっしゃられたように、周防大島高等学校は町内唯一の高等学校でございます。町の少子化が影響して当校へ進学する生徒が随分と少ない時期がずっとございましたが、このような状況が続くと町内に高等学校がなくなってしまうんじゃないかという危惧がありましたので、そういった周防大島高等学校の意義と町の支援による存続ということを目的に通学にかかる経費の一部を補助したいというところで、実は、先ほどもおっしゃられましたが、周防大島高等学校通学支援費給付基金条例を平成27年9月15日に議決いただきまして、平成28年4月施行で本制度を運用しているという経緯がございます。

そういったことで、一番にはとにかく普通科を有する周防大島高等学校の存続ということが第一の目的ですので、限定にはなりますが御理解いただければというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 周防大島高等学校の存続のために生徒さんに支援をするということについては理解はしているつもりなんですけど、現在その制度があるということは分かっておりますし、当時そういった大きな課題があつて支援を行うことに決定したということも大変よく分かります。

私は今回、今の現状のお話をお伺いしているのではなくて、今後そういった島外に通う生徒さんに対して、支援をこれから考えるおつもりがあるかどうかということをお伺いできたらと思いますので、もう一度御答弁をよろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 周防大島高等学校への支援があつて、それでほかの例えば町外の学校に行く生徒の皆さんには支援がないというようなことで御指摘をいただいたところなんですけれども、まず考え方として、この周防大島高校を支援する会ですとか周防大島高等学校への支援というのは、あくまで学校に対する支援になるんです。ですので、生徒さんそれぞれ、例えば今周防大島高等学校は寮もありますので、もう全国各地から学生さんが来られます。ですが、学校に支援をしているので、学校のほうでいる生徒さんに町から支援をしていくというような形になります。ですので、例えばお隣の柳井市の学校に通っておられる方は、例えば柳井市のほうで柳井市にある学校を盛り立てようと、これと同じ、場所が変わるとということだと思えますけれども、なので周防大島町にある学校を支援するという意味でのこの支援であつて、通っている生徒の方を支援するというよりは学校を支援するというような形でやっておりますので、その旨を御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。よく分かりました。町としては、高校生

の進学することに対しては支援は今まで行ってもいないし、今後行う予定は今のところないと、そういう回答かと受け止めております。

高等学校通学費助成を行っているほかの自治体の助成の目的について、条例や要綱のほうに書いてありましたので、そちらを幾つか拾ってみました。

石岡市については、高等学校通学費助成を行う理由として、若い世代の転出抑制と本市への移住促進を図るため、薩摩川内市は、子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりと次世代を担う人材育成及び少子化対策に資するため、ほかにも子育て支援及び定住促進を図るため、子育て世帯の負担を軽減するとともに子供の進路選択の幅を広げるため、県内でも長門市は、高校生の通学費の負担軽減を図ることにより高等学校へ進学しやすい環境を整え、より良質な教育環境の整備を推進するためと、そのように交通費助成の目的を掲げられております。

本町については、もちろん周防大島高等学校が存続することは大変重要なことでございます。ただ、現実として、かなりの数の島に住んでいるお子さんたちが島外の高等学校や高等専門学校のように通われているという実態がございます。先ほど町長は、法律の中で18歳未満が児童であり、ただし働いている場合はもうちょっとどこまで対象にするかは考えないといけないというふうに1つ目の質問についてお答えくださいました。それはある意味法律にのっとりた考え方でありまして、この周防大島町で子育て支援、子育て施策、教育支援という施策を考えるときに、どのように考えるかという質問をしたかったわけなんですけれども、今のお話でいきますと、高等学校進学についてはそこは何とか自分たちで頑張ってくださいと、今のところそういった支援は考え、今がないのはもちろん分かってるんですけれども、今後について今のところを検討するつもりはないというふうなお答えに聞こえてしまったんですが、そういったことでよろしかったのか、もう1度お答えをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） まず、この通学支援をしていくということは、やはり財源が必要になってきます。それがじゃあどこに通っている人にどれだけ支援をするのかということもありますし、一番最初に私が18歳、子供、児童の年齢、児童福祉法で18歳というようなことで申しましたけれども、やはり義務教育を終えられてもう既に自立をして勤務をされている方もおられます。そのような中で、じゃあ高等学校に通ってる人は十分、子育て支援でありますけれども、そうですね。財源をしっかりと求めていかないと、これはやりますということで簡単にできることではないと思います。それはじゃあどこの学校に通う人にはどれだけの支援をしますとか、じゃあどこまでのバス代を持ちますという形なのかとか、そういったことはやはりよくよく考慮しないといけない話であり、ですからそれでもって私はそんな、後は自腹を切ってくださいというふうなことではなくて、今まで先人の皆さんたちは高等学校に通うためにそれこそ船の自腹でされ

て通っておられる方もたくさんいらっしゃいますし、じゃあそれをどこまで、大島大橋ができる前は船で通われた方もいる。また、高校、交通事情が整わないので、例えば島内の高校に行くにしても下宿生活をしておられた方もいらっしゃるわけです。じゃあそういった皆さんは、じゃあそういったところも本来見るべきだったのかとか、そういった経緯も考えないといけないところでもあります。

なので、私、一概にじゃあ後はどうぞ勝手にやってくださいということではなくて、できるところからやっぱりやっていくべきだと思うんです。なので、これは前任椎木町長がされた保育料の完全無償化であったり、この先は児童育成に対して私もやりたいことはたくさんあります。なので、全くやりたくないとか、後は御自由にどうぞとか、そのまま周防大島町に残ってくださいと思っていないとか、そういうことではなくて、やはり残っていただきたいんですが、それが果たして通学支援、通学費を町で持つことによってそれが転出抑制になるのか、そういったこともやはりしっかりと考えていかないといけないと思うんです。なので通学費を、通学費を持てば、じゃあうちは転出しませんという話になるのか、もしそうなんだったらそうしないといけないでしょうし、いやそういうことじゃなくてもっと違うことが必要なんだということなのかもしれないですし、そういったことをしっかりと調査をして必要なところに、限られた財源なので必要なところに必要な施策をしていくと、施していくというのが大切なことだと思っていますので、です。いや私、転出どうぞどうぞしてくださいとかそういったことを全然思っているわけではありません。できるだけ子育てをしやすい環境をつくっていきたいと思いますので、その1つが通学支援であるならば、しっかりと検討していきたいと思っています。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。しっかりと調査検討してどのような子育て施策が実効性を持つのか、これはなかなかこれをやったからこうなったということは、先ほどの高校生の進学の数とかのときにもおっしゃっていましたが、なかなかこれがこれにこれだけ効いたということは分かりにくいところだとは思いますが。ただ、そういった話もあるということをやはり要望といいますか、住まれている方の中にはそういった考えをお持ちの方もいらっしゃるということを十分理解した上で、財源確保も含めて考えていただけたらいいなと思っております。

出産・子育て、教育環境を整えることに重点的に取り組むという町長の方針には大賛成でございます。これからの世代に投資をして、便利ではないけれど田舎のよさが詰まった周防大島で、子育てをしてよかった、育てて、育ててよかったと実感してもらえるように様々な策と一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への支援について御回答ありがとうございます

いました。

ただ、御回答の中では、先ほど私がお話をさせていただいた県からの食料品の支援ということについてのお話と、濃厚接触者については、なるべく短い時間で対策をしっかりとした上で必要なものを買物に行くことは認められていると、そういったお話かと思います。さらに、濃厚接触者については、県のほうからはどういった方が濃厚接触者になっているのか町のほうに情報提供がないので、現状では支援はしていないということだったかと思います。

それに対して、私のほうから提案をさせていただきました社会福祉協議会と町のほうでボランティアサービスを活用した、今後自宅療養になる方への必要に応じたサポート体制の仕組みづくりということについて、これから御検討の余地があるかどうか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 白鳥議員より、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者への食料や買物支援等について、社会福祉協議会の有償ボランティア等々の活用という御提案をいただきました。社会福祉協議会は社会福祉法人でございますので、当然法人としての意思決定が必要となりますので、今私がここでやりますとかやりませんとかというのはちょっと申し上げることはできませんが、今後、残念ながら第7波ということも今国のほうではいろんな見据えた対応ということを検討をしておるようでございます。町として今後検討協議が、社会福祉協議会とも検討協議が必要というふうに考えております。

ただし、社会福祉協議会には陽性者の情報というのは、県も町も当然提供をすることはできませんので、先ほどちょっと白鳥議員からの提案もございましたが、陽性となった方自らが必要な支援を社会福祉協議会に依頼をするというような形で、社会福祉協議会独自の事業としての展開が必要なのではないかなというふうに考えております。当然、先般理事会もあつたんですが、社会福祉協議会も今回のこういった新型コロナウイルス感染症対応を含めて、現在自らが展開をしているサービス、これら全て情報発信をきちんとして、陽性となった方も安心してお願いができるようなやっぱり体制づくりがまずは必要かなというふうに思っております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

もちろん相手があることでございますし、この場でやりますという回答ではなくて、今後そういった協議を持つことも必要であると思われるとおっしゃっていただけましたので、ぜひ使われなくてそれで済むことに越したことはないんですけども、やはり移住者の家族でありますとか、なかなかこちらにいざというときに頼れる親族、そういった方が近隣にいらっしゃらないという

方もやはりいらっしゃいます。そういった方に対して、もしなったらどうしよう。ああ、そういうサービスがあるんだったらもしものときにはお願いできるかもと、そういうふうな安心を持っていただくということも、落ちる前の手を広げておくという体制も大変必要な準備かなと思いますので、ぜひ社会福祉協議会と町のほうで協議を重ねてみていただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 57 分休憩

.....

午後 3 時 07 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議席番号10番、吉村忍でございます。後ろから30分以内で終われという声がかかっております。頑張って縮めたいと思います。的確な答弁をお願いいたします。

まずは、発言の機会を与えていただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。質問に先立ちまして、実は恒例の小話を2つほど用意しておりますのでお付き合いください。

1つ目は、ある町民の方からメッセージをお預かりしていますので、この場を借りて紹介させていただきます。3回目のワクチン接種の電話予約についてなんですけれども、その電話の対応がとても親切で感動したということでございます。役場の皆さんによろしくお伝えくださいということございました。内心、コールセンターだから外注だとは思ったんですけれども、ありがとうございますというふうに伝えております。こういうふうに、町民の方からお褒めの言葉をいただくの初めてで、私も緊張しました。これまではお叱りを受けることばかりだったんですけれども、今後ともこのようなお褒めの言葉をいただけますように、職員の方々、皆さんどうぞよろしく願いいたします。

2つ目も職員の方についてなんですけれども、先日、私が税金について相談のために窓口を訪れた時の話でございます。その税金は国税であったため、最初に対応してくれた職員は、国税ですから税務署に行ってくださいというふうに邪険に扱われました。しかしながら、すかさず別の職員の方が現れて、分かる範囲でお答えはさせていただきますということで、インターネットで調べながら懇切丁寧に対応をしてくださりました。これぞ役場職員の鏡でございます。町長の

お人柄が、こうやって職員の接遇にも大きく影響を与えているというふうに感じました。今後におきましても、窓口を訪れる全ての方にこのような対応をお願いをいたします。

それでは、通告をいたしました新型コロナウイルス感染症対策について、3点伺います。

1点目は、新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者と判断され、休業せざるを得なくなった個人事業主や非正規労働者に対し、町独自の休業補償等の支援策を講じるべきと考えますが、執行部の見解を伺います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養となった感染者に聞いた自宅療養中に特に困ったことは、保健所より食料品が提供されなかったこと、感染したことによる喉の痛みなどの治療のための医療品が確保できなかったこと、保健所と連絡がとれなかったことの3点です。このような不安で不自由な10日間の療養生活をサポートするための相談窓口を町に設置し、保健所と連携した生活支援を行うべきと考えますが、執行部の見解を伺います。

3点目は、同居家族の風邪症状により出席停止となった児童生徒の学習の遅れが生じないよう適切な学習支援が行われているか、伺います。

以上、3点について御答弁よろしくお願いをします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員の、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問について、お答えをいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の対策に、個人事業主や非正規労働者に対して休業補償などの支援策はというご質問についてですが、まず、雇用主から休業補償金を支給されない場合、労働者の申請により支援を受けることが出来る制度があります。この制度は、新型コロナウイルス感染及びまん延防止措置の影響により、非正規労働者も含め休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることが出来なかった方に対して、給付金を受け取ることができる制度です。

この新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、国の支援制度で、周知が十分でないとも考えられます。このことから、今後、他の支援制度も含め、今一度、周知方法を検討し、分かりやすい情報発信に努めていきたいと考えています。

また、個人事業主も含め、新型コロナウイルス感染症の影響により支援が必要な事業者や労働者について、今後、必要な支援策等を考えてまいります。

次に、自宅療養となった方への対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の陽性が確定された方は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律いわゆる感染症法第19条第1項の規定に基づき、原則入院することとなっております。ただし、感染急拡大時の対応として、医師が入院の必要がないと判断した無症状者や軽症者は、宿泊療養、自宅療養と

して差し支えがないとされております。山口県においては、第5波までは特別の理由があるものを除き、原則入院か宿泊療養としていましたが、年明けからの新型コロナウイルス感染症オミクロンによる第6波からは、自宅療養を余儀なくされた方も多くなっております。

また、感染症法第44条の3第4項では、都道府県知事は、必要に応じ、食事の提供、日常品の支給、生活を営むための医療や介護サービスの提供について規定され、第6項では、市町村との連携が規定されています。このため、本町は、令和3年11月1日付けで、県と自宅療養者に係る連携協定を締結しております。吉村議員がおっしゃる自宅療養に対する食事の提供等生活支援については、まずは陽性者を確定する県、こちらを保健所が対応し、感染拡大により保健所から支援を求められた場合は、町が対応するものと考えております。

また、健康増進課は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口となっており、常に保健所と連携した対応・支援を行っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

3点目につきましては、教育長より御答弁をいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 吉村議員の、同居家族の風邪症状等により、出席停止となった児童生徒の学習の遅れが生じないよう、適切な家庭学習の支援が行われているかについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の第6波の影響を受け、本町の小中学校は、これまで、本人に発熱・咳等の風邪症状があれば欠席することとしておりましたが、3学期から感染レベルを引き上げ、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないとして、出席停止扱いといたしました。そのため、これまで以上に自宅等で学習する児童生徒が増えていると認識しております。吉村議員御指摘の、出席停止となった児童生徒の学習の遅れが生じないよう、適切な家庭学習の支援が行われているかについてでございますが、学習の方法は、各学校の実態に合わせて行っております。

教育委員会としましては、タブレットを家庭に持ち帰り、オンラインで授業に参加するのか、タブレット端末に課題を配信してもらって学習するのか、全てプリントによる学習が良いのかについて、本人や家庭の希望により取組み方を決めることが理想であると考えております。

中学校では、生徒もタブレット端末を操作する技術が十分に身につけておりますので、家庭の希望に合わせて、タブレットでの学習かプリントでの学習かを決め、対応することができております。

一方、小学校は、学校と欠席している児童をオンラインでつなぎ、一部の授業に参加させる学校もありますが、全てプリントによる家庭学習をお願いしている学校もあります。小学校におきましても、児童や教師のタブレット端末の使用技術を高め、本人や家庭の希望に応じた対応がど

の学校でもできるよう、ICT支援員に協力をお願いしたり、教員のタブレット端末による指導技術が高まるような研修会を企画開催するなど、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） はい、ありがとうございました。

さきに、今の3点目の家庭学習支援のほうからまいります。私の質問は、適切な学習の支援、家庭学習の支援が行われているかということでございます。教育長から適切であるという力強い答弁を期待していたんですけども、各家庭と相談しながら行っているという趣旨の御答弁でした。それでも、不満の声が実際上がってきているのが現状でございます。習ってもいない内容のプリントがどっさり持ってこられて、さあこれをやりなさいということでございますけれども、当然、習っていない内容ですので、子供でできるわけがないです。保護者の意見をそのまま申し上げますと、分からないことを教えるのが学校じゃないかというふうな声が上がっております。当の児童は熱があるわけでも体調が悪いわけでもないのに、学校へ行って授業を受けたり友達と話したいというふうな思いであります。

同居家族の状況によっては、一週間以上登校できないというケースがあったというふうに聞いております。現在、1人1台タブレットが配付されておまして、モバイルルーターの貸出しがあるということでございますけれども、それは何のためにあるのかということでございます。

低学年の児童には難しいかもしれませんが、中高学年の児童にはオンライン授業で対処すべきではないかというふうに思っております。出席停止の児童がほかの出席している児童と同じ授業を家庭で受けることができる、ライブ配信授業ですが、今日の明日、全ての学校でできるという準備が整っているかどうかは分かりませんが、次の第7波に向けて、令和4年4月の新学期からは教育委員会が適切であると胸を張って言えるような環境を整えていただきたいというふうに思います。

私の体感では、こういった声が教育委員会に児童生徒の声や保護者の声が届いていないのが現状ではないかというふうに感じております。今回、家庭学習の支援の件のみならず、いじめの問題であったりとか、不登校の問題なども含め、児童生徒や保護者の声をしっかりと聞いていただいて、各学校と連携した対応をお願いをしたいと思います。これまでのところで、教育長、何かおっしゃりたいことあると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） まず最初に、お詫びと御説明をいたします。同居家族が風邪症状等で欠席の場合、多くの場合は1日か2日程度の欠席ですので、復習を中心になります。ただ、今お話になったように、濃厚接触者になり1週間程度休みになった場合、復習だけではなくて少し予

習もお願いして、その予習をしたものを学校に持ってきていただいてフォローするという体制もとっております。

ただ、反省としてはそれが十分伝わっていたかどうか。予習ですから習っていないものが出たかもしれないので、その辺は私たちどもが説明不足だったと思います。ただ期間が長い場合は、復習だけではなくて予習して、それがどこまで分かっているか、追加説明するかという形の学習も進めていました。その点ちょっと説明不足だった点はお詫び申し上げます。

それから、ICTのほうは随分お金も付けていただいて、先ほど申しましたように中学生はもう安心感があるんですけど、やはり低学年とか不安もあります。おっしゃったようにライブ配信ができていない学校もあれば、そうでない学校もあります。もちろん、濃厚接触者や陽性者がいなかった学校もありますけれど、それを含めて半分程度はそういう授業ができております。ただ今後は、そういう授業と同時に、紙で渡すだけではなくてタブレットにやるものを入れるとか、いろんな形でせつかくのタブレットですから活用していきたいと思います。

それから、いじめの問題が大変大きいです。以前、吉村議員にも随分助けてもらったことがあるんですけど、やっぱり私どもはできるだけ垣根が低い教育委員会でありたいと思うんですけど、ストレートに入ってくる場合とこない場合があります。入ってくる場合はすぐ対応しますけれど、そうでない場合はいろんな方の説得が、あるいは学校運営協議会の方とか、そういう形でやっています。できるだけ、今からアンテナを張りながら、周防大島町で学び育っている子供たちがより健やかに育つように、努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 教育長、ありがとうございました。今後ともしっかりとよろしくお願いをいたします。

次に、休業補償の件にまいります。先ほど御答弁では、非正規労働者には国の支援策があると。新型コロナウイルス感染症対応休業支援金といいますか、ということでもございましたけれども、ちょっと私の質問の趣旨とは違ったような気がします。町独自に感染をしてしまった方や濃厚接触者と判断され、休業をせざるを得なくなった方への支援策にということでもございます。ぜひとも、今後におきましては、こういったことにもしっかりと乗り出していただきたいというふうに思います。本当、こういう方々こそ本来救済されるべきなんだというふうに思います。

また、今後必要な支援策ということも御答弁ございましたけれども、一律支援もいいんですけども、やっぱりこういった、先ほどの本来救済されるべき人に必要な支援、そしてそういう方々に寄り添ったような対応をお願いしたいと思います。そして、先ほどの支援金の話ですけども、実際、申請されていないというふうなケースが多いんじゃないかと思います。また、国民

健康保険の被保険者が感染して4日以上仕事を休めば、傷病手当金とかいうふうなものもあるそうなんですけれども、こういった制度もほとんど知られていないということでございますので、国の制度であるから町は関係ないとかいうふうなことを言わずに、実際に苦しんでいるのはこの町内に住む、この周防大島町民ですので、今後におきましては町民に寄り添った対応支援をお願いしたいと思っております。

休業補償については以上ですけれども、今日出番がなかった産業建設部長、何かおっしゃりたいことありませんか。いいですか。ではしっかりと4月新年度からは、こういった支援策のほうを考えていただきたいと思っております。

自宅療養のサポートの件でございますけれども、先ほどの御答弁では、連携に関しては県と連携協定を締結し、保健所から支援が求められた場合は町が対応するというところでございました。受け身の連携といいますか、町からは積極的な支援には乗り出さないというふうに聞こえてしまったんですけれども、その肝心の保健所が今現在、いっぱいいっぱいございまして、実際に町に支援を求める余裕すらないんじゃないかというふうに感じております。

あと相談窓口ですね。相談窓口も、既に健康増進課は新型コロナウイルス感染症の相談窓口になっており、常に保健所と連携した対応、支援を行っているというふうな御答弁でございました。私の言う自宅療養期間中の生活のサポートについては、実際の話聞く限り行われていないのが現状だと思います。これは、先ほど申しましたけれども、保健所からの要請がないから行われていないのだろうというふうに思います。

そして、感染者の方が健康増進課に窓口があるということすら知らないのが現状でございます。やっぱり受け身でなく、町内の自宅療養者については保健所に任せっきりにせず、健康増進課のほうでも積極的に支援を行っていく体制をとるべきだというふうに思います。

実際に自宅療養された御家族と、ホテル療養された複数の方々から話を伺いました。冒頭に申し上げた3つの特に困ったことについてですけれども、自宅療養となった場合は、この県から自宅療養のしおりという、遠足に行くみたいなしおりがもらえるそうです。これが、ここにめくると体調不良時の連絡先がまず書いてるんですけれども、これがとにかくつながらない。何十回かけてもつながらないということでございます。保健所につながらんから吉村君どうにかしてやとって私のところに電話があつて、すかさず近藤健康福祉部長に電話したら、なんとあつという間にコールバックがあったということでございます。裏ルートがあるのかもしれませんが、こういった本当に連絡がとれないということに非常に困っています。

やっぱり別の方もおっしゃっていましたが、とにかく療養期間中に保健所と連絡がとれないということは、療養期間中の一番のストレスであったというふうにおっしゃっていました。せめてこの自宅療養のしおりに、健康増進課の電話番号でも列記されてあれば、県につながらな

かったら町にかけてみようというふうになるんですけども、それもなかなか難しいことが現状ではないかと思えますけれども、これはまた今後の課題ということになります。

食事が提供されなかった件ということでございますけれども、このしおりには一定期間常温で保存可能な食事セットを県が自宅までお届けしますと書いてあるんです。待てど暮らせど来ないそうです。何十回、何百回とかけて、ようやく電話がつながって、すいません、食糧お願いしますと言ったら、これは高齢者のためのものですから、若い方は自分で手配してくださいというふうに断られたというケースもあるそうです。そもそもこのしおりが届いたのが療養期間7日目だったんですけども、こういうのもいろいろ保健所がいっぱいいっぱいなところで起こったことだろうとは思います。

次に、薬が提供されなかったことについてでございますけれども、この新型コロナウイルス感染症オミクロン株というものは、発熱とどの痛みの症状が起きることが多いんだそうです。特にこののどの痛みというのは、こののどの奥を鋭いものでえぐられたような痛みを感じるそうです。当然自宅療養で、そういった治療薬は持ち合わせていません。またようやくつながった保健所に電話したら、今度はかかりつけ医に電話して持ってきてもらいなさいと言われるんだそうです。これも、実際ホテル療養の方は、3食、朝昼晩、ロビーに弁当が支給されて、Wi-Fiがあって、薬もフロントに電話すれば、のどが痛いんですけどと言ったら届けてくれるそうです。自宅療養はホテルと比べたら本当に不便だらけなんですけれども、昨年9月議会の私の一般質問で、感染者の方へ近藤と名乗る優しい声の男性から電話があったという話をしました。的確なアドバイスをいただいたということで、当時は町のほうからも感染者に対して積極的なアプローチをしていて、対応できていたんだと思います。

今年初めからの感染拡大時には、恐らくクラスターの抑え込みとか、そちらのほうに注力されていたんだと思えますけれども、この最近はそういったような対応もできなかったというふうだと思います。今後におきましては、感染者の方に対して、健康福祉部のほうから積極的にアプローチをして対応を行っていく体制を築いていただきたいというふうに思います。そして、町内の感染者、そしてその濃厚接触者の情報を保健所と健康福祉部で共有していただいて、しっかりと管理体制を近藤健康福祉部長に、あと一週間しかないですけども、そこを作っちゃっていただきたい。受け身の連携でない、積極的な連携体制と感染者と保健所との情報共有の管理について、近藤健康福祉部長、御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 吉村議員から、かなりたくさん注文といたしますか、御提言をいただきましたのですが、この2年数か月にもうなりますけれども、私なりに取り組んできた新型コロナウイルス感染症の対応、それから今後町としてまた自宅療養者を含めた対応がどうある

べきかといったことを、少しだけ申し上げておきたいというふうに思います。

前々から私は申し上げておりますが、新型コロナウイルス感染症の陽性者の確定は、これは県のコロナ対策室が行います。濃厚接触者は保健所が行います。県は新型コロナウイルス感染症の陽性者または濃厚接触者の情報は、あくまでも個人情報であるということで、個人情報保護法に抵触するというので、県がホームページで公表する以外のことは、県内全ての町、市町に提供しないということになっております。よって、陽性者、それから濃厚接触者の対応は本来、先ほども説明がありましたけれども、感染症法に基づいて保健所が行うものであって、私は個人ルートで陽性者情報を取得をして、単に誰が陽性者となったといったようなことではなくて、これが地域への感染拡大があるか広がりがあるか、またクラスターになる恐れがあるかといったようなことを分析をした上で、町として必要な検査等々を行う、これが町としての新型コロナウイルス感染症対応だというふうに理解をして対応してまいりました。

先ほどちょっとありましたが、この第6波までは個人の方に対しても、私の個人の携帯の番号を教えておまして、もし直接困ったことがあったら直接電話していただいても結構ですと、夜でも構いません。こういう話をしておったんですが、年明けからどうしてもクラスターがあれだけ出ましたので、クラスター対応に追われて、孤発の人は本来保健所が疫学調査とあって、要は療養期間中、誰がどのような対応をするかとか、どういう感染ルートであったかといったようなことをきちんと保健所が本来調査をして、その対応をするということになっていきますので、していただいているというふうに勝手に私が個人的に解釈をしまして、基本的には自宅療養者の方に様々な支援がなかなかあったといったことが起きたということであって、そういった方がお困りになったということにつながったのかなという反省もしておるところでございます。

さらに言いますとこの第6波の中で保健所は、濃厚接触者はマスクなしで15分間1.5メートル、そして調査を直接するのはもう陽性者の家族、それからクラスターになりやすい高齢者施設等のみということになって、いわゆる濃厚接触者の範囲を非常に縮小したということになって、今後の対応ということでお話がありましたけれども、第7波に向けて町としての対応は、まず先ほどもちょっとありましたように、もし本当に町に支援が必要だという方は、本当に町のほうに連絡を、陽性者になった、濃厚接触者になった方が直接連絡をしてもらえそうなルートを作っておく必要があるのではないかなと。

そして、先ほど言ったように県ももう濃厚接触者の範囲を縮小しておるわけですから、やっぱり町としてもそういった濃厚接触者、今提供されませんが、情報把握をして新型コロナウイルス感染症の情報を取得をしていくという体制づくり、そして自宅療養者の対応を含めて、県と町との情報共有ということがあったんですが、情報共有までは少し難しいかも分かりませんが、連携をさらに強固なものとして、そして先ほど言ったように保健所が対応しないものについては、

もうこれは町がやりますというような体制づくりがこれからは必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。残り1週間でよろしく願います。近藤健康福祉部長に、これまで幾つか質問させていただきましたけれども、その雄弁な御答弁には全く歯が立たなかったというふうな印象でございます。次の定例会から部長に質問できないというのが非常に寂しく思いますが、数々の御無礼をお許してください。

最後に、私の意見を2点ほど申し上げて、町長に御答弁をいただいて終わりたいと思います。

1点目は、1月10日から14日にかけて実施されました無料PCR検査についてでございます。平日の昼間の5日間限定だということで、土日まで行うべきであったんじゃないかというふうな等々の御意見もございましたけれども、私はそれはそれでよかったんだというふうに思っています。感染に不安があるが、仕事のため週末まで検査できないというふうなことなんだろうと思いますけれども、この反省点として、その不安がある方に対して、仕事を休んででもすぐに検査を受けましょうというふうな呼びかけをかけるべきだったんじゃないかというふうに思います。

それともう1点は、プライバシーに配慮することが必要であったということでございます。私も見に行きましたけれども、日良居庁舎の会場がありました。国道沿いでコンビニの前ということで、知り合いのおばちゃんがおったけ声かけてしもうたんですけれども、やっぱり向こうは本当は知られたくないんです。そういった場所についても、もし今度こういうことがあるならば配慮いただきたいというふうに思います。

2点目は、今行われている感染者数の発表でございますけれども、現在感染者と濃厚接触者の情報とか状況です。健康増進課のほうでしっかりと把握をして、管理や支援をしていただく必要はありますけれども、今の防災無線、防災メールですね、メールでの発表をもうやめてもいいんじゃないかというふうに思います。私は県が行う市町別に出すのも本当はやめてほしいというふうに思っています。その県下全域で取り組むべきことでございますので、県で何人でいいんじゃないかというふうな、私の意見ですねこれは、というふうに思います。毎日17時30分の発表が無線で流れますと、今日はどこの誰やったんじゃないかというふうな特定合戦がはじまっているのが現状でございます。

感染された方は、できることならほかの人に知られたくないんです。人に知られたら、やっぱりそこで誹謗中傷とか差別とかいうふうな扱いが起きてしまう場合もあります。感染者数の公表が本当それを引き起こしてしまう場合があるということを想定して、やめるべきじゃないかというふうな意見でございます。特にネット上での誹謗中傷については、本当大きな恐怖を感じます。

私も実際よくネット上であおったり叩かれたりするんですけども、本当相手が分からないだけに、真っ暗闇で後ろから頭をどつかれるぐらいの衝撃があるんです。相手が分からないんで、いつまでもその恐怖におびえて生活していなければなりません。こうやって私、平静を装っていますけれど、本当いつもどきどきして生きているんですけども、本当ネット上での誹謗中傷は全国でも大きな、重大な事件につながっています。本当にこのようなことが起きないうちにやめましょうということでございます。

しかしながら、人権を守ることとか、感染予防の呼びかけについては継続していかなければなりませんので、週1回でも朝、ラジオ体操流して、その後に町長の声でそういった感染予防と人権を守ることについての呼びかけをしていただけたらというふうに思います。

以上について、町長の御答弁いただきまして終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より、新型コロナウイルス感染症対策等々についてのことであります。

まず、無料PCR検査でありますけれども、本当御指摘のとおりであります。やはりプライバシー、私も見に行きましたけれども、やはり知った方がおられるというようなことがあります。ですので、プライバシーをしっかりと確保できる状態で検査をしていく、そして町のほうもはじめの頃感染が全く分からない、数が少ないという、情報が少ないという状況から比べると、今はあらゆる情報があり、そしてまた職員の皆さんも大変な中でありますが、経験を積んでこられて、じゃあこういうときはこうしよう、こういうときはこうしたほうがよいんじゃないかということで、率先して行動していただいております。その効果もあって、感染された方も、感染が多かったときは自宅療養、そしてまた感染が収まってくればホテル、または病院ということでもありますけれども、療養をしっかりといただいている。

そして、一時期は高齢者の方の感染が多かったですけれども、だんだん若年層の方になってきておる。ですので、この新型コロナウイルス感染症の状況も随分変わっているのかなというところもあります。ですが、やはり一番不安を取り除くためにPCR、そしてまた抗原検査をしっかりと行っていくということは、町のほうでもしっかりと取り組んでおるところでございます。ですので、プライバシーをしっかりと守って努めていくというところでもあります。

そして、2つ目の感染者数の防災無線、そしてメールでありますけれども、これも御指摘のとおり、いろいろな声をいただいております。もう声を時間にまた放送が入るのも、ちょっともう聞きづらいという方もいらっしゃいますし、いやいやもっと放送してほしいという方もいらっしゃいます。また、もう町長の声は聞き飽きたけえ、もうええよという方もいるし、いつも町長さ

んの声をとということも聴きます。いろいろなお声をいただく中で、もうでもやはり吉村議員御指摘のとおり、もうかなり時期が過ぎてきました。またでも、こんな感染が広まってくることもありますけれども、状況を見ながら、この防災メール、無線も調整をしていきたいと思えます。

そしてまた、ネットでの誹謗中傷、こちら私もいろんなところで、いろんなことを書かれたりすることがあります。ですので、本当にこれは議員御指摘のとおり、本当に暗闇で後ろから殴られたような思いがします。ですので、そういった思いがされないように、皆さんもそれぞれが、町のみなさん、同じ町の仲間でありますから、思いあっていただくとともに、そういったことが起きないようにしっかりと努めてまいりたい。そしてまた町のほうでもしっかりと呼びかけをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そして、町のホームページでの人数、これは県での取組みということで、町で何人という形で出しておるところでありますけれども、こちらまた機会がありましたら、県のほうにまた要望をして、他の市町とともに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村忍議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。次の会議は3月24日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願ひます。一同、礼。

午後3時46分散会
